

用地関係調査標準仕様書

令和6年10月

西日本高速道路株式会社

【注意事項】

1. 本標準仕様書に掲載した内容についての質問・問合せには、応じられない。
2. 本標準仕様書の全部又は一部を閲覧者が複製、転載及び電子媒体等への入力並びに第三者への譲渡、販売及び配布することを禁止する。
3. 本標準仕様書を基に公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。

目 次

第1編 用地調査等業務標準仕様書

第1章	総則	1- 1
第2章	用地調査等業務の基本的処理方法	1- 8
第1節	用地調査等業務の実施手続	1- 8
第2節	数量等の処理	1-13
第3章	権利調査	1-14
第1節	調査	1-14
第2節	調査書等の作成	1-16
第4章	土地評価	1-17
第5章	建物等の調査	1-19
第1節	調査	1-19
第2節	調査書等の作成	1-21
第3節	算定	1-24
第6章	営業その他の調査	1-26
第1節	調査	1-26
第2節	調査書の作成	1-27
第3節	算定	1-27
第7章	消費税等調査	1-28
第8章	予備調査	1-29
第1節	調査	1-29
第2節	調査書等の作成	1-30
第3節	算定	1-31
第9章	移転工法案検討	1-32
第1節	調査	1-32
第2節	調査書等の作成	1-33
第10章	再算定業務	1-34
第11章	補償説明	1-34
第12章	事業認定申請図書の作成	1-36
第13章	写真台帳の作成	1-39
第14章	物件確認調書の作成	1-39
(様式)	様式第1号の1～第26号	1-40
(別添)	土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領	

第2編 地盤変動影響調査等標準仕様書

第1章	総則	2- 1
第2章	地盤変動影響調査等の基本的処理方法	2- 4
第3章	地盤変動影響調査等	2- 8
第1節	調査	2- 8
第2節	算定	2- 9
第3節	費用負担の説明	2- 9
(様式)	第1号の1～第10号	2-11

第3編 用地測量標準仕様書

第1章	総則	3- 1
第2章	用地測量の基本的処理方針	3- 4
第1節	用地測量の実施手続	3- 4
第3章	用地測量	3- 8
第1節	境界確認	3- 8
第2節	境界測量	3-10
第3節	面積計算	3-13
第4節	用地実測図等の作成	3-13
第5節	土地調査表等の作成	3-15
別記1	成果品一覧表	3-16
(様式)	様式第1号～第20号	3-18

第4編 不動産登記（表示に関する登記）業務標準仕様書

第1章	総則	4- 1
第2章	登記業務の基本的処理事項	4- 3
第3章	調査書類作成業務	4- 5
第4章	申請手続業務	4- 7
第5章	その他業務	4- 7
(様式)	第1号～第4号	4- 9

第5編 不動産登記（権利に関する登記）業務標準仕様書

第1章	総則	5- 1
第2章	登記業務の基本的処理事項	5- 3
第3章	登記業務	5- 5
(様式)	第1号～第3号	5- 7

第6編 用地関係調査の発注に係る秘密保持に関する標準特記仕様書

第7編 管理用図面作成業務標準仕様書

第1章	総則	7- 1
第2章	作業の基本的処理要領	7- 4
第3章	管理用図面の作成	7- 8
第1節	測量	7- 8
第2節	面積計算	7-11
第3節	管理用図面の作成	7-11
第4節	土地調書の作成	7-13
第4章	請負金額の変更	7-13
別記1	成果品一覧表	7-14
別記2	求積区分範囲表示内訳表	7-16
別 添	基準点標識の例	7-17
(様式)	第1号～第18号	
参 考	管理用図面修正業務標準特記仕様書(案)	7-31
参 考	追加業務に係る特記仕様書(案)	7-44
参 考	管理用図面電子データ作成に関する特記仕様書(案)	7-46

第 1 編 用地調査等業務標準仕様書

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等業務」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、用地調査等業務を発注する西日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

- 十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十三 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- 十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 二十 「基準」とは、西日本高速道路株式会社の行う用地取得に伴う損失補償の基準細則（平成17年細則第9号）をいう。
- 二十一 「基準処理要領」とは、西日本高速道路株式会社の行う用地取得に伴う損失補償の基準細則処理要領（平成17年要領第8号）をいう。
- 二十二 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・基準処理要領への適合性、補償の妥当性等について、会社が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合において、西日本高速道路株式会社調査等共通仕様書（平成18年要領第95号）によるほか、この仕様書、基準及び基準処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（不適切な指示等の通報）

第3条の2 受注者は、業務履行中及び業務完了後において、会社社員（グループ会社を含む）及び管理員（業務責任者を含む）から不適切と思料される指示又は要求があった場合には、会社のウェブサイトに掲載されている方法により、西日本高速道路株式会社コンプライアンス通報・相談窓口へ通報するものとする。なお、会社は受注者に対して、通報し

たことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

(不当要求行為の報告)

第3条の3 受注者は、業務の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合又はなされるおそれのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

(補償金額総括表の作成)

第3条の4 受注者は、第4章ないし6章及び第10章の業務に係る成果品の納入にあたっては、社印を押印した補償金額総括表(様式第1号の1)を作成するものとする。

(調査対象物件の区分)

第4条 この仕様書における建物、建物以外の工作物(以下「工作物」という。)及び立竹木に係る調査対象物件は、次の各号に定める区分による。

- 一 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物。 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)

(注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、

建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、または、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備(キュービクル式受変電設備を除く。))、太陽光発電設備(建材型)等)
- (2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調(冷暖房・換気)設備
- (6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備(昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。)
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しができるような場合は、この限りでない。

二 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの

	工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設をいい、これに付随する工作物及び立竹木を含む。

三 立竹木は表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものものをいう。</p> <p>③玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものものをいう。</p> <p>④生 垣 宅地等の境界付近において直線的に蜜植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利 用 樹</p> <p>防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋</p>

	<p>敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地 被 類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草木系をいう。</p> <p>①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>②草木系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 鑑賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>①園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、</p>

	原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者)

第5条 受注者は、管理技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

(監督員)

第5条の2 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等(以下「指示等」という。)の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(管理技術者)

第5条の3 管理技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可。)でなければならない。

2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

3 管理技術者は、第3章から第14章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。なお、第18条に定める成果物については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名の記載を行うものとする。

4 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受

注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第5条の4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

2 照査技術者は、発注者が管理技術者と同等の知識及び能力を有する者と認められた者でなければならない。

3 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、管理技術者に提出するものとする。

5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等業務の実施にあたって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を順守しなければならない。

一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。

二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。

三 用地調査等業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第8条 受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並

びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定しなければならない。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第9条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(貸与資料等)

第10条 受注者は、用地調査等業務を実施するにあたり必要な図面その他の資料を貸与資料等として使用する場合には、会社から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 貸与資料等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与資料等の引渡しは、貸与資料等引渡通知書(様式第1号の2)により行うものとする。

4 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書(様式第2号)を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、すみやかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等精算書(様式第3号)及び貸与資料等返納書(様式第4号)を監督員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第11条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡をとらなければならない。なお、立ち入る土地又は建物等の権利者の同意は、原則として、会社が得るものとし、受注者はこれに協力するものとする。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつては、その理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第5号)を監督員に提出するものとする。

(業務週報の作成)

第13条 受注者は、監督員の指示事項、作業内容等を業務週報(様式第6号)に記載するものとする。

(身分証明書の携帯)

第14条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、身分証明書交付願(様式第7号)を会社に提出し、用地調査等業務に従事する者の身分証明書(様式第8号)の交付を受け、業務に従事するときには携帯するものとする。

2 用地調査等業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、第1項に基づき、会社から身分証明書の交付を受けたときは、速やかに身分証明書受領書(様式第9号)を作成し、会社に提出するものとし、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を会社に返納するとともに、身分証明書返納書(様式第10号)を会社に提出しなければならない。

(算定資料)

第15条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定にあたっては、支社長が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第16条 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第17条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができるものとする。

なお、受注者は、当該報告を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第18条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

(成果物)

第18条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。

二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称を記載する。

三 目次及びページを付す。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。

3 成果物の提出部数は、正副各1部とする。

4 受注者は、成果物の作成にあたり使用した調査表等の原簿を契約書第41条に定める契約不適合責任の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

（完了検査）

第19条 受注者は、完了検査員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、完了検査のために必要な資料の提出その他の処置について、完了検査員の指示に速やかに従うものとする。

（修補）

第19条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。

4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

（条件変更等）

第19条の3 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

（精度監理対象業務の対応）

第20条 受注者は、第17条第3項で仮提出した成果物の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

（安全等の確保）

第20条の2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関

係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第20条の3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

第21条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
 - 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
 - 三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。
- 5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第22条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第23条 建物等の補償額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法

により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第24条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第21条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第22条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（補償額等の端数処理）

第25条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

- 一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

第3章 権利調査

第1節 調査

（権利調査）

第26条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

（地図の転写）

第27条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法

(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

(土地の登記記録の調査)

第28条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第29条 建物の登記記録の調査は、第27条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第30条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日

- 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
 - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
 - 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

（墓地管理者等の調査）

第31条 墓地管理者等の調査は、基準処理要領別冊11改葬の補償及び祭し料調査算定要領（以下「改葬及び祭し料要領」という。）により行うものとする。

（土地利用履歴等の調査）

第31条の2 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、別添「土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領」（以下「土地利用履歴等調査要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第32条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第28条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第33条 第28条から第30条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第11号の1、第11号の2）、建物の登記記録調査表（様式第12号の1、第12号の2）及び権利者調査表（様式第13号の1、第13号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項に規定する調査表の編纂は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査票は、第31条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

- 4 第31条の2で調査した事項に係る調査表は、土地利用履歴等調査要領をもって作成するものとする。

第4章 土地評価

(土地評価)

第34条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第35条 土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き基準処理要領第2別紙1土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）に基づき行うものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第36条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、土地評価要領第5条第二号に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価要領第11条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するにあたり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うにあたり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第37条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

- 2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第38条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第35条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

- 2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。
- 3 前2項の評価格は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

（残地等に関する損失の補償額の算定）

第39条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び基準処理要領第44に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

第5章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第40条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第41条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要な事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第42条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第30条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第43条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、基準処理要領別冊1建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）別添1の1木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添1の2木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、基準処理要領第17別表第6の補正項目に係る建物の各

部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第44条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

2 前項の実施にあたっては、基準処理要領第17別表第6の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(非木造建物)

第45条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、基準処理要領別冊1建物要領別添2非木造建物調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第46条 機械設備の調査は、基準処理要領別冊3機械設備調査算定要領(以下「機械設備要領」という。)により行うものとする。

(生産設備)

第47条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査にあたり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- 二 種類(使用目的)
- 三 規模(形状及び寸法)、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第48条 附帯工作物の調査は、基準要領別冊4附帯工作物調査算定要領(以下「附帯工作物要領」という。)により行うものとする。

(庭園)

第49条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等

- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓等)

第50条 墳墓等の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第51条 立竹木の調査は、基準処理要領別冊6立竹木調査算定要領(以下「立竹木要領」という。)により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第52条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。
 - (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100分の1又は200分の1
 - (2) 庭園、墳墓、庭木等
50分の1又は100分の1
- 三 用紙は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番によることができる(以下この節において同じ。)
- 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- 五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
- 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。
- 七 図面中に次の事項を記入する。
 - (1) 敷地面積
 - (2) 用途地域
 - (3) 建ぺい率
 - (4) 容積率
 - (5) 建築年月
 - (6) 構造概要・建築工法
 - (7) 建築面積

(8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第53条 法令に基づく施設改善の調査書は、第42条の調査結果をもとに調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない(このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。)と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

(木造建物)

第54条 木造建物の図面及び調査書は、第43条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図(縮尺100分の1)
- 二 床伏図(縮尺100分の1)
- 三 軸組図(縮尺100分の1)
- 四 小屋伏図(縮尺100分の1)

(木造特殊建物)

第55条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第44条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図(縮尺100分の1)
- 二 床伏図(縮尺100分の1)
- 三 軸組図(縮尺100分の1)
- 四 小屋伏図(縮尺100分の1)
- 五 断面図(矩計図)(縮尺50分の1)
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図(縮尺は適宜のものとする。)

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第56条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第45条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第45条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第57条 機械設備の図面及び調査書は、第46条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第58条 生産設備の図面及び調査書は、第47条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第59条 附帯工作物の調査表及び図面は、第48条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第60条 庭園の調査書は、第49条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第61条 墳墓の図面及び調査書は、第50条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

(立竹木)

第62条 立竹木の図面及び調査書は、第51条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第63条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第9章移転工法案検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として基準処理要領第17第1項第四号イからニまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資

料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第9章移転工法案検討により行うものとする。

- 一 移転想定配置図（縮尺 100 分の 1～500 分の 1 程度）
- 二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

4 前3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第52条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第64条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第53条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準処理要領第17第3項に定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第65条 木造建物の移転料を、推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第54条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により、補償額算定様式（様式第18号）を用いて行うものとする。

（木造特殊建物）

第66条 木造特殊建物の移転料を、推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第55条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により、補償額算定様式（様式第18号）を用いて行うものとする。

（非木造建物）

第67条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第56条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

- 2 非木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により、補償額算定様式（様式第18号）を用いて行うものとする。

（照応建物の詳細設計）

第68条 第63条第2項の照応建物の推定再建築費の概算額により第63条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第63条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第19号の1、第19号の2）
- 二 面積比較表（様式第19号の3）

（機械設備）

第69条 機械設備の補償額の算定は、第57条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

（生産設備）

第70条 生産設備の補償額の算定は、第58条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

- 2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）

第71条 附帯工作物の補償額の算定は、第59条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第72条 庭園の補償額の算定は、第60条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

(墳墓)

第73条 墳墓の補償額の算定は、第61条で作成した資料を改葬及び祭料要領により行うものとする。

(立竹木)

第74条 立竹木の補償額の算定は、第62条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

第6章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第75条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第76条 営業に関する調査は、基準処理要領別冊13 営業補償調査算定要領(以下「営業要領」という。)により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第77条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所(建物番号及び室番号)
- 二 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
- 三 居住の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 五 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、基準処理要領別冊8 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(以下「仮住居要領」という。)、基準処理要領別冊9 家賃減収補償調査算定要領(以下「家賃減収要領」という。)又は基準処理要領別冊10 借家人補償調査算定要領(以下「借家人要領」という。)により行うものとする。

(動産に関する調査)

第78条 動産に関する調査は、基準処理要領別冊7 動産移転料調査算定要領(以下「動産要領」という。)により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第79条 営業に関する調査書は、第76条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、第77条の調査結果を基に居住者調査表(様式第21号)により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成する所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

第80条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴取するものとする。
- 4 移転雑費の算定は、基準処理要領別冊12移転雑費算定要領により行うものとする。

第7章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第81条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。

(調査)

第82条 土地等の権利者等が消費税法第2条第四号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」

- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
 - 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
 - 六 消費税課税事業者選択届出書
 - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
 - 八 消費税課税事業者届出書
 - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
 - 十 法人設立届出書
 - 十一 個人事業の開廃業等届出書
 - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
 - 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
 - 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
 - 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
 - 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
 - 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
 - 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
 - 十九 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第83条 消費税等に関する調査書は、第82条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、別表－1 消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）又は別表－2 消費税等相当額補償の要否判定フロー（国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第8章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第84条 予備調査とは、大規模工場等の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第5章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第

30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第85条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第86条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第87条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第43条から第45条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算

並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第88条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第85条及び第86条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第69条から第71条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第89条 企業内容等の調査書は、第85条の調査結果を基に企業概要書（様式第24号の1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第90条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第86条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、及び生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第91条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第92条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第85条から第88条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、

残地が建物等の移転先地として基準処理要領第17第1項第四号イからハまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、

機械設備等の移転計画

- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第24号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第24号の3）

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第19号の1、第19号の2）
- 二 面積比較表（様式第19号の3）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第19号の4）

第3節 算定

（補償概算額の算定）

第93条 前条で作成する移転計画面案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第89条、第90条、第91条及び第92条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第9章 移転工法案検討

第1節 調査

（移転工法案の検討）

第94条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第5章建物等の調査及び第6章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

（企業内容等の調査）

第95条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第89条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第96条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第86条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - （1） 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - （2） 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - （3） 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - （4） 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - （1） 前条第七号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - （2） 第85条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - （3） 第76条第二号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第97条 企業内容等の調査書は、第95条の調査結果を基に企業概要書（様式第24号の1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第97条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷

地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第96条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- iii 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

（移転工法案の作成）

第98条 大規模工場等の移転工法案は、第41条から第49条まで、第51条、第95条及び第96条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として、基準処理要領第17第1項第四号イからハマまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第24号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第24号の3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第19号の1、第19号の2）
- 二 面積比較表（様式第19号の3）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第19号の4）

（補償額の比較）

第99条 前条の移転工法案を作成したときは、基準処理要領第17第1項第四号二に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

第10章 再算定業務

(再算定業務)

第100条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第101条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準処理要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第11章 補償説明

(補償説明)

第102条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第103条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

(現地踏査等)

第104条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第105条 権利者等に対する説明を行うにあたっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- 二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理
- 三 権利者等に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第106条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。
 - 二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第107条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第25号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

- 第108条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を必要に応じて、監督員に報告するものとする。
- 2 受注者は、権利者等に係る補償内容等のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
 - 3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償内容等若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第12章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第109条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第109条の2 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。)第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類(関係機関への意見照会書類を含む。)並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

（事業計画の説明）

第110条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

（現地踏査）

第111条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

（起業地の範囲の検討）

第112条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る会社が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

（事業認定申請図書の作成方法）

第113条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

（事前相談用資料の作成方法）

第114条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

一 事業認定申請書（案）

二 事業計画書

三 関連事業に関する協議書（案）

四 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）

五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）

六 免許・許認可があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）

七 その他必要な書面等

（事前相談用資料の提出）

第115条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の

添付図面の作成は、第113条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第4条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第4条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(本申請図書の作成)

第116条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第117条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第118条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第119条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 法第40条第1項第2号関係書類
- 四 規則第17条第2号イに定める書面
- 五 規則第17条第3号に定める書面
- 六 法第36条に定める土地調書(案)
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する書面

九 土地調書に添付する実測平面図

十 その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第120条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第121条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第122条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書(案)
- 二 法第47条の3第1項第1号関係書類
- 三 規則第17条の6第1号に定める書面
- 四 規則第17条の6第2号に定める書面
- 五 法第36条に定める物件調書(案)
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

第13章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第123条 受注者は、第5章、第6章、第8章及び第9章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第5章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
- 二 第5章及び第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分、建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
- 三 第6章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
- 四 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
- 五 第8章及び第9章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により

前各号に準じて行うものとする。

- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成にあたっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

第14章 物件確認調書の作成

(物件確認調書の作成)

- 第124条 受注者は、第5章及び第6章に定める業務の成果物により、物件確認調書(様式第26号)を作成するものとする。

補償金額総括表

			整理番号				
被補償者	氏名				住所		
代理人定	氏名				住所		
補償金額	項目	金額	税抜き金額	項目	金額	税抜き金額	
				合計			
	適用						

注1 被補償者毎に作成すること。

注2 採用した単価の年度を、摘要欄に記載すること。

本業務において算定した補償金額については、上表のとおりです。

受注者 住所
氏名

様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 殿

受注者

管理技術者

現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を受領しました。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

貸与資料等精算書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を精算します。

調査等名			契約年月日	年 月 日		
品 名	規 格	単 位	数 量			備 考
			引渡し 数 量	使 用 数 量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を返納します。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第5号

障 害 物 伐 除 報 告 書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社(事務所)

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

(元号) 年 月 日契約の (調査等名) のため、障害物を伐除したので、用地調査等標準仕様書第12条第2項の規定に基づき報告します。

注1 別紙調査表は、様式第17号の立竹木調査表に準じて作成するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

業 務 週 報

業務の名称			
履行期間		自 (元号) 年 月 日	
		至 (元号) 年 月 日	
監督員		管理技術者	
調査等年月日	業務及びその内容等		
(元号)年 月 日()	指示事項:		
	作業内容等:		
	調査等の箇所		
月 日()	指示事項:		
	作業内容等:		
	調査等の箇所		
月 日()	指示事項:		
	作業内容等:		
	調査等の箇所		
月 日()	指示事項:		
	作業内容等:		
	調査等の箇所		
月 日()	指示事項:		
	作業内容等:		
	調査等の箇所		
月 日()	指示事項:		
	作業内容等:		
	調査等の箇所		
月 日()	指示事項:		
	作業内容等:		
	調査等の箇所		
特記事項			

様式第7号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社
事務所長 殿

受注者
住 所
会社名
代表者

身 分 証 明 書 交 付 願

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者が現場作業に従事いたしますので、身分証明書を交付くださいますようお願いいたします。

記

履行期限：(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年齢	住 所

第 号

身 分 証 明 書

受注者 住所
氏名

受任者 住所
氏名

上記の者は、西日本高速道路株式会社起業〇〇自動車道建設工事に伴う用地取得のために行う〇〇調査について、西日本高速道路株式会社の委任を受けた者であることを証する。

有効期間 自 (元号) 年 月 日
至 (元号) 年 月 日

(元号) 年 月 日発行

西日本高速道路株式会社支社事務所
事務所長 印

様式第9号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社
事務所長 殿

受注者

住 所

会社名

代表者

身 分 証 明 書 受 領 書

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者に対する身分証明書を受領しました。

記

履行期限：(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年齢	住 所

様式第10号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社
事務所長 殿

受注者
住 所
会社名
代表者

身 分 証 明 書 返 納 書

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、(元号) 年 月 日付で交付を受けた下記の者に対する身分証明書を別添のとおり返納します。

記

履行期限：(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年齢	住 所

土地の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
				一覧番号	
表 題 部 (土地の表示)					
所 在					
地 番		最終支号		地 目	地 積
所 有 者					
権 利 部 甲 区 欄 (所有権)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		順位 番号		権利の 内 容
	権利の始期				存続期間
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		順位 番号		権利の 内 容
	権利の始期				存続期間
仮登記の内容					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 整理番号は、この調査表の通し番号を記入し、一覧番号は、この調査表に照応する土地の登記記録調査表(一覧)(様式第11号の1)の番号を記入する。

建物の登記記録簿調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
				一覧番号	
表 題 部 (主たる建物の表示、付属建物の表示)					
所 在				家屋番号	
種 類		構 造		地 積	
登記原因及びその日付					
所 有 者					
権 利 部 甲 区 欄 (所有権)					
登 記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権 利 の 内 容		
	権利の始期		存 続 期 間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権 利 の 内 容		
	権利の始期		存 続 期 間		
仮登記の内容					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 整理番号は、この調査表の通し番号を記入し、一覧番号は、この調査表に照応する土地の登記記録調査表(一覧)(様式第12号の1)の番号を記入する。

権利者調査表（土地）

調査年月日	年 月 日		調査者	整理番号		
				一覧番号		
権利者が法人以外	登記名義人の氏名				生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所					
	相続関係			相続系統図	別紙	
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所		
法人	法定代理人等	氏名				
		住所				
	財産管理人	氏名				
		住所				
権利者が法人	法人の名称					
	主たる事務所の所在地					
	法人の代表者	氏名				
		住所				
	破産管財人等	氏名				
		住所				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 整理番号は、この調査表の通し番号を記入し、一覧番号はこの調査表に照応する土地の登記記録調査表（一覧）（様式第11号の1）の番号を記入する。

権利者調査表（建物）

調査年月日		年 月 日		調査者		整理番号				
						一覧番号				
権利者が法人以外	登記名義人の氏名						生年月日			
	登記名義人の住所						死亡年月日			
	相続関係					相続系統図		別紙		
	相続人の氏名		生年月日 死亡年月日		被相続人 との続柄		相続人の住所			
権利者が法人	法定代理人等		氏名							
			住所							
	財産管理人		氏名							
			住所							
法人の名称										
主たる事務所の所在地										
法人の代表者		氏名								
		住所								
破産管財人等		氏名								
		住所								

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 整理番号は、この調査表の通し番号を記入し、一覧番号はこの調査表に照応する建物の登記記録調査表（一覧）（様式第12号の1）の番号を記入する。

様式第14号の1 (削除)

様式第14号の2 (削除)

様式第15号 (削除)

様式第16号 (削除)

様式第17号 (削除)

様式第17号の2 (削除)

建物移転料算定表（再築工法）

所在地		積算者		管理番号				
所有者の氏名又は名称		積算年月日		消費税等相当額補償の要否				
所有者住所		採用単価		増築の有無(木造・同種構造)				
				有(○棟)・無				
区分	内容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合計	備考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数	(5)		年	年	年		
	経過年数	(6)		年	年	年		
工事費等	直接工事費	(7)	工事費（設備工事を含む）					
	共通仮設費	(8)	(7)×(木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(9)	(7)+(8)					
	諸経費	(10)	(9)×((9)+(16))に対応する率(一発注単位)+資力確保費用	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)					
	直接工事費	(12)	工事費					
	共通仮設費	(13)	(12)×(木造:3%、非木造:(12)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(14)	(12)+(13)					
	廃材運搬費	(15)						
	小 計	(16)	(14)+(15)					
	諸経費	(17)	(16)×((9)+(16))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
	廃材処分費	(18)						
	取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)					
	補償額	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)				
再築補償率 ^{※2}		(21)						
現在価値+運用益損失額 ^{※2}		(22)	(20)×(21)					1円未満切り捨て
取りこわし工事費		(23)	(19)					
法令改善費用運用益損失額		(24)						
小 計		(25)	(22)+(23)+(24)					
消費税等相当額		(26)	5)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
△発生材価額		(27)						
補償額		(28)	(25)+(26)-(27)					
建築工事費(推定再建築費)		(29)	(11)従前建物の推定再建築費					
再築補償率 ^{※2}		(30)						
現在価値+運用益損失額 ^{※2}		(31)	(29)×(30)					1円未満切り捨て
現価率		(32)						
従前建物の現在価額		(33)	(29)-(32)					1円未満切り捨て
照応建物の推定再建築費	(34)							
推定再建築費等の差額 ^{※3}	(35)	(34)-(29)						
取りこわし工事費	(36)	(19)						
法令改善費用運用益損失額	(37)							
小 計	(38)	(31)+(35)+(36)+(37)						
消費税等相当額	(39)	(38)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(40)							
補償額	(41)	(38)+(39)-(40)						

※1 木造建物増築（築年次の異なる同種構造の木造建物が接合）の場合の(21)及び(22)（又は(30)及び(31)については、適宜別紙（任意様式）により求めるものとする。

※2 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≥(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。

※3 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+((34)-(33)×{1-1/(1+r)ⁿ})+(36)+(37)とする。（r：年利率、n＝従前建物の残耐用年数）

建物移転料算定表（改造工法）

所在地		積算者	管理番号						
所有者の氏名又は名称		積算年月日	消費税等相当額補償の要否			要・否			
所有者住所		採用単価							
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合計	備考	
基本事項	構造・用途	(1)							
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²			
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²			
	築年月	(4)		年 月	年 月	年 月			
工事費等	建築	直接工事費	(5)	残存部の一部改増築工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先の建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)	(9)	(7)+(8)					
	解体	直接工事費	(10)	切取工事費及び切取面補修工事費					
		共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)+(11)					
		廃材運搬費	(13)						
		小 計	(14)	(12)+(13)					
		諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		廃材処分費	(16)						
	解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)						
	補償額	改造工事費	(18)	(9)					
解体工事費		(19)	(17)						
法令改善費用運用益損失額		(20)							
小 計		(21)	(18)+(19)+(20)						
消費税等相当額		(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額		(23)							
補償額		(24)	(21)+(22)-(23)						

棟番号	特 記 事 項

建物移転料算定表（復元工法）

所在地		積算者	管理番号					
所有者の氏名又は名称		積算年月日	消費税等相当額補償の要否				要・否	
所有者住所		採用単価						
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合計	備考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
工事費等	直接工事費	(5)	運搬費及び復元工事費					
	共通仮設費	(6)	(5)×(木造：3%、非木造：(5)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(7)	(5)+(6)					
	諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(9)	(7)+(8)					
	直接工事費	(10)	解体工事費					
	共通仮設費	(11)	(10)×(木造：3%、非木造：(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(12)	(10)+(11)					
	廃材運搬費	(13)						
	小 計	(14)	(12)+(13)					
諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て	
廃材処分費	(16)							
解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)						
補償額	改造工事費	(18)	(9)					
	解体工事費	(19)	(17)					
	法令改善費用運用益損失額	(20)						
	小 計	(21)	(18)+(19)+(20)					
	消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(23)						
補償額	(24)	(21)+(22)-(23)						

棟番号	特 記 事 項

建物移転料算定表（除却工法）

所在地		積算者		管理番号				
所有者の氏名又は名称		積算年月日		消費税等相当額補償の要否			要・否	
所有者住所		採用単価						
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合計	備考
基本事項	算定の種別	(1)	(建物の一部を切り取る場合)又は口 (建物を再現する必要がない場合)	イ	イ	口		
	構造・用途	(2)						
	延床面積	(3)		m	m	m		
	建築面積	(4)		m	m	m		
	建築年月	(5)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数	(6)						
	経過年数	(7)						
工事費等	建 築	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建物の建築工事費 (設備工事費含む)				
		共通仮設費	(9)	(8)×(木造：3%、非木造：(8)に対応する率)	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(10)	(8)+(9)				
		諸経費	(11)	(10)×((10)+(17))に対応する率(一発注単位)	%	%	%	100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)		(12)	(10)+(11)				
	解 体	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費				
		共通仮設費	(14)	(13)×(木造：3%、非木造：(13)に対応する率(解体直接工事費の合計額))	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(15)	(13)+(14)				
		廃材運搬費	(16)					
		小 計	(17)	(15)+(16)				
		諸経費	(18)	(17)×((10)+(17))に対応する率(一発注単位)	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃材処分費	(19)					
	解体(取りこわし)工事費		(20)	(17)+(18)+(19)				
	補償額	建築工事費(推定再建築費)		(21)	(12)			
現価率		(22)						
切取部分又は建物の現在価額		(23)	(21)×(22)				1円未満切り捨て	
解体(取りこわし)工事費		(24)	(20)					
法令改善費用運用益損失額		(25)						
小 計		(26)	(23)+(24)+(25)				1円未満切り捨て	
消費税等相当額		(27)	(26)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
△発生材価額		(28)						
補償額		(29)	(26)+(27)-(28)				1円未満切り捨て	

[備 考]

棟番号	特 記 事 項

様式第18の2

用材林補償額算定書

用材林の所在地						調査年月日				調査者				補償額				
用材林所有者の氏名又は名称						用材林所有者の住所又は主たる事務所の所在地												
調査事項						伐採補償		取得補償							補償額		備考	
番号	樹種名	胸高直径 (cm)	林令	数量 ①	単位	伐採単価 ②	消費税課税 対象額 ③	取得単価 ④	管理 程度	1畝当り 植栽本数	管理程度 補正率 ⑤	未管理 補正単価 ④×⑤	未管理 上限単価 ⑥	取得適用 単価 ⑦	伐採補償 又は 取得補償	金額 ①×②又 は⑦		消費税課税 対象額 ①×③又は ⑦

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者		
所在地				用途地域		建ぺい率
土地所有者				容積率		その他
建物所有者				家族人員		占有者
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
計						
敷地面積(A)		事業用地率 (B)/(A)				特記事項
事業用地 面積(B)		残地建築 可能面積				
残地又は建築可 能面積(C)		建築可能 延べ面積				
営 業 の 実 態						
業 種		基 本 額	収 益	円		
従 業 員 数			給 料	円		
一 か 月 の 売 上			固 定 経 費	円		
			計	円		
検討結果						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

計画概要表

所在地	敷地面積等の確認		m ² 機能 用途	特記事項
	建物所有者	土地所有者		
道路関係	計画道路等	都・区・私 4 2 条 2 項 道路退路距離 (第 号) m	1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 〔 〕	機能用途に係るもの
	敷地に接面する道路	道路退路距離 (第 号) m		
建築基準法関係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域 第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区 () 無指定 高度地区 () 種・差観地区・風致地区第 () 種	基礎	
	防火地域	防火・準防火・無指定		
	22条、23条指定地域	防火しなければならぬ範囲		
	建ぺい率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %		
	角地適田	有・無 (冬性)		
	容積率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %		
	絶対高	有・無 () m		
	建築協定	有・無 ()		
	壁面後退	有・無 ()		
	斜線			その他
北側斜線				
隣地斜線				
道路斜線 (図示)				

注1 計画道路等は、用地買収によって新設される道路又は河川敷等という

注2 田紙の十キヤ十 口木庄業相枚△列ノ乗掛レオス

計画概要比較表

項目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (. .)	建ぺい率 (%)	. . %	. . %	. . %
	容積率 (%)	. . %	. . %	. . %
	建物(計画)延べ 面積	. . m ²	. . m ²	. . m ²
	面積増減率	. . m ² (. . %)	. . m ² (. . %)	. . m ² (. . %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上のメリット及びデメリット メリット = (M) デメリット = (D)		(M)		
		(D)		
総合判定				
判定				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第20号の1（削除）

様式第20号の2（削除）

様式第20号の3（削除）

様式第20号の4（削除）

居 住 者 調 査 表

		調査者		調査 年月日		整理 番号	
建物所在地	府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地
建物所有者住所	府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地
建物所有者 氏名又は名称	法人を代表する者 の氏名及び住所			電話 番号	局 番（呼）		
土地所有者 住所・氏名							
建物取得年月日 不明の時は推定	年 月 日	建物の 取得方法			居住年月日 不明の時は推定		年 月 日
建物の居住者							
続柄	氏名		生年月日		所在地		職業
世帯主			年 月 日				
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家 貸間	貸主	借家人 借間 氏名	家賃	貸家 貸家 面積	権利金 敷金	契約 年月日	契約書 の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況				居住面積			
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の 有無	有・無	存続 期間		終身・年	権利の 始期		
上記認定理由							
配偶者居住権者 の氏名				配偶者居住権者 の住所			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第22号 (削除)

消費税等調査表

(1/2)

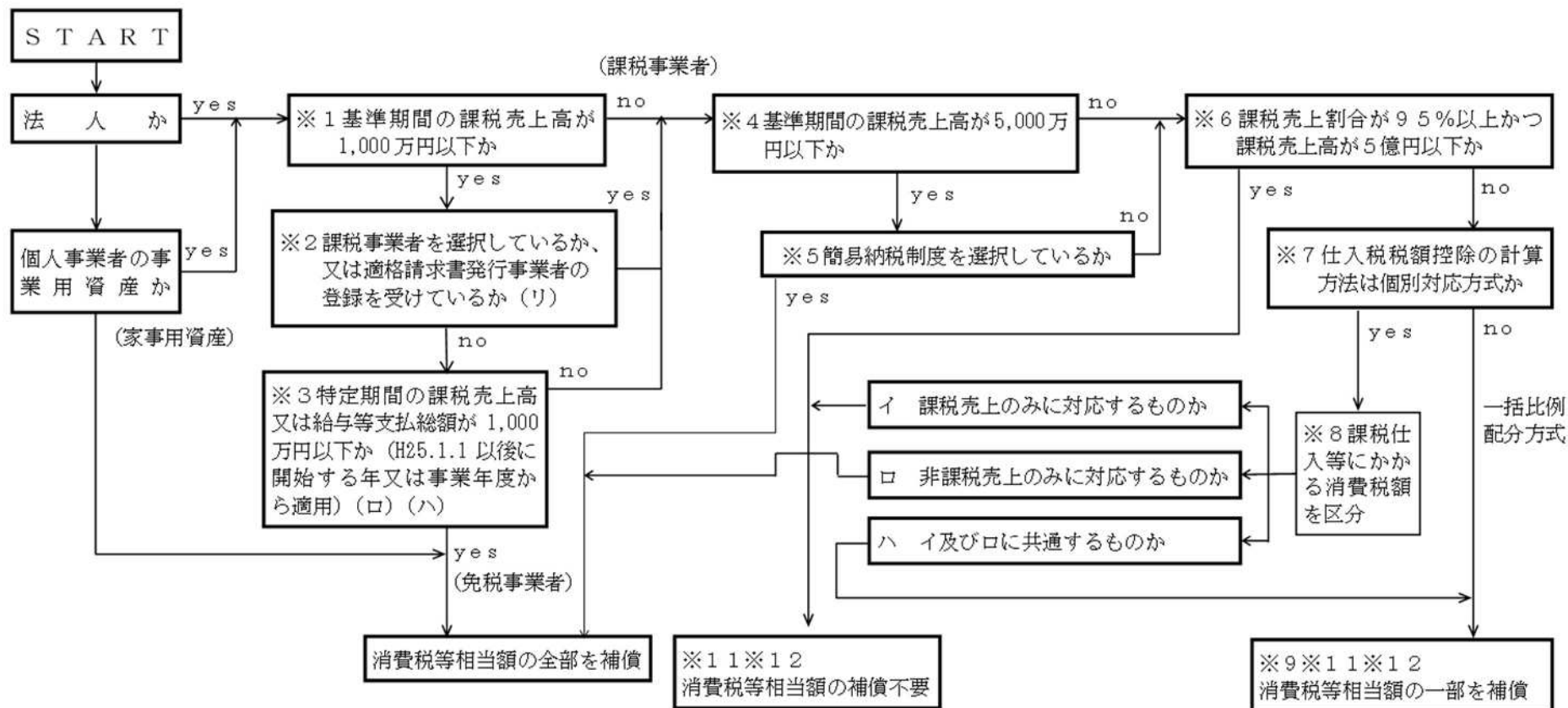
		調査者		調査年月日	
都道府県		郡市	区	町村大字	字番地
調査対象者	住所	都道府県	郡市	区	町村大字 字番地
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

別表-1

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



※ 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

※ ※6について、1月決算事業者については、H25.1.1 から開始する課税期間から適用することとし、それまでの間は従前（課税売上が9.5%以上か否か）。のとおりに判定するものとする。

(留意事項)

※1

(1) 基準期間

個人事業者…その年の前々年

法人…その事業年度の前々事業年度（その前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）

(2) 基準期間のない法人の納税義務

その事業年度の基準期間のない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度（課税期間）開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）については、その基準期間がない事業年度の納税義務が免除される。ただし、新規設立法人のうち、次の①及び②のいずれの要件にも該当する特定新規設立法人についてはその基準期間がない事業年度の納税義務が免除されない。

特定新規設立法人の要件

①その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること

②①の他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること

(3) 収集資料（次の資料の内、判定に必要となる資料を収集する。）

①基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等

——基準期間が課税事業者の場合

②基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」等

——基準期間が免税事業者の場合

③「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」

——新たに新設された法人の場合

④「法人設立届出書」又は「個人事業の開廃業等届出書」

——新たに設立された法人の場合

⑤「消費税課税事業者届出書」又は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」

⑥その他必要となる資料

※2 収集資料（次の資料の内、判定に必要となる資料を収集する。）

①「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書」

②「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」

高額特定資産又は自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産等の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の期間について、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限されるため、課税事業者を選択していない場合でも、原則として課税事業者になる。

③「適格請求書発行事業者登録に係る通知書」又は「適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書」

免税事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間において、適格請求書発行事業者の登録を受けることにより、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、課税事業者になる。

④その他必要となる資料

※3

(1) 特定期間

個人事業者…その年の前年の1月1日から6月30日までの期間

法人…原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間

※全事業年度が1年でない場合などの特定期間については、上記の特定期間と異なるので注意されたい。

(2) 給与等支払額

特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額である。

(未払い給与等は対象とならない)。支払明細書の控えや源泉徴収簿からの所得税の課税対象とされるものを合計して算出する。

(3) 収集資料(次の資料の内、判定に必要となる資料を収集する。)

①特定期間の課税売上高(又は給与等支払額の合計額)の判定資料

②「消費税課税事業者届出書(特定期間)」

③その他必要となる資料

※4、5

収集資料(次の資料の内、判定に必要となる資料を収集する。)

①基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等

②「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度不適用届出書」

③その他必要となる資料

※6

(1) 課税売上割合の算定

課税売上割合は、次に掲げる方法により算出するものとする。

① 前年又は前事業年度の消費税及び地方消費税確定申告書(控)がある場合
「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」中課税売上割合欄中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回土地買収代金額(区分地上権、地役権設定代金を含む。)を加算した額により算定する。

② ①以外の場合

前年又は前事業年度の所得税又は法人税確定申告書(控)等から次式により算出するものとする。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額の合計額}}{\text{課税資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{非課税資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{今回土地買収代金額(区分地上権、地役権設定代金を含む)}}$$

(2) 収集資料（次の資料の内、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）
- ② その他必要となる資料

※7 収集資料（次の資料の内、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）
- ② 「消費税課税売上割合に準じる割合の適用申請書」
- ③ その他必要となる資料

※8 個別対応方式を選択している場合

$$\text{消費税等相当額補償} = \text{アの消費税等相当額の全部補償} + \text{ハの消費税相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})$$

(注) 「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準じる割合」の承認を税務署から受けている場合にあつては、その割合による。

※9 一括比例配分方式を選択している場合

$$\text{消費税等相当額補償} = \text{消費税等相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})$$

※10

(1) 特定収入割合

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入割合の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

(2) 収集資料

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）
- ② その他必要となる資料

※11

「居住用賃貸建物」に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とならないこととされているため、当該フロー上「消費税等相当額の補償不要」又は「消費税等相当額の一部補償」に至る場合であっても、補償対象物件が「居住用賃貸建物」に該当する場合にあつては、別途かかる消費税相当額の補償が必要になる点に注意されたい。

※12

消費税等調査上、免税事業者の適用条件を満たしながらも、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合（その後、取消して効力がない場合は除く。）にあつては、小規模業者に係る税額控除に関する経過措置として、いわゆる2割特例を選択できることとなる。

本特例は、課税仕入れを実額によらず課税売上高の一定割合（80%）をもって課税仕入れとみなすものであり、通常の事業活動による課税仕入れでない損失の補償等の消費税及び地方消費税は仕入税額控除されないため、当該フロー上「消費税等相当額の一部を補償・補償不要」に至る場合であっても、被補償者が本特例を適用して消費税を申告する場合には、別途かかる消費税等相当額の補償が必要となる点に注意されたい。なお、必要

に応じ、2割特例の適用に係る申出書（別添—10）の提出を受けるものとする。

企 業 概 要 書

所在地					組 織 図		
名称及び 代表者名							
業 種							
製造、加工 販売等品目							
原材料、製 品及び商品 の 種 類							
主な仕入先 販売先							
移転工法検 討上留意す べき事項					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図		
敷地面積 (A)	m ²	事業用 地面積 (B)	m ²	(B) / (A)			%
用途地域等 の公法上の 規 制	用途地 域	建ぺい率	容積率	その他			
特記事項							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

移 転 工 法 (計 画) 案 検 討 概 要 書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲 及び移転の方法 （補償建物の棟数、面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械施設等）の移転範囲及び方法 （機種名、概算額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、原材料、製品等の置場面積の確認状況）			
営業補償等に係るもの （休業する部門補償概算額、その他）			

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第25号

補償説明記録簿

説明場所							
説明年月日		年	月	日	時間	自	至
出席者	説明者						
	相手方						
説明内容及び質疑							
特記事項							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第26号

物件確認調書

西日本高速道路株式会社起業〇〇自動車道〇〇線建設工事所要の末尾記載の土地にある移転又は除去を要する物件は、調査の結果、末尾記載のとおりであることを確認する。よって後日のためこの調書を2部作成し、それぞれ1部を保有する。

(元号) 年 月 日

物件所有者

住 所

氏 名

印

西日本高速道路株式会社 支社等

事務所長等

印

字	地番	地目	物件の種類	形状寸法	数量	所有権以外の権利				地内 摘要
						用益物権等		担保物権等		
						種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

備考

この調書の作成にあたって特別の条件を付する必要がある場合等この様式により難しいときは、適宜様式を作成すること。

(別 添)

土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領

(趣旨)

第1条 西日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)が行う高速道路等建設事業のために取得又は使用の対象となる土地(以下「対象地」という。)に対する土壤汚染状況調査(任意調査)の実施の要否を判定するために行う、対象地及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地(以下「対象地等」という。)に係る土壤汚染に関する土地利用履歴等調査の実施については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有害物質

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第3項に規定する特定有害物質その他の法令(条例を含む。以下同じ。)において規定する有害物質をいう。

二 土壤汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう。

三 土壤汚染のおそれがある土地

土壤が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

四 土壤が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等(以下「特定施設等」という。)をいい、例示すると、次のとおりである。

イ 産業廃棄物最終処分場

ロ 有害物質を取扱う研究施設

ハ ガソリンスタンド

五 土壤汚染状況調査(任意調査)

会社の負担により任意で行われる土壤汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

(土地利用履歴等調査の実施)

第3条 対象地等について実施する土壌汚染に関する土地利用履歴等調査については、第4条に掲げる第一段階調査と第6条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

(第一段階調査)

第4条 第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。なお、第二号及び第三号に掲げる調査は、第一号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に行うものとする。

一 法令関係資料の調査

第2条第一号に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第15条に基づき都道府県知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。

イ 法第3条の特定施設の該当の有無

ロ 法第4条又は法第5条に規定する都道府県知事による調査命令の発出及び調査実施の有無

ハ 法第6条に規定する要措置区域又は法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ニ 法第7条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の実施の有無

ホ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壌汚染対策法（以下「旧法」という。）第7条に規定する措置命令の発出及び措置の実施の有無

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法第29条に規定するダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定の有無

ト 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の有無

チ 地方公共団体が定める条例において規定する土壌汚染に係る区域等の指定の有無

リ その他必要と認められる事項

二 現況利用調査

土地の現況や土壌が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

三 都道府県又は土壌汚染対策法施行令第8条に定める市の環境担当部局及び地元自治体にする聞き取り等調査

次の情報について聞き取り調査を行うこと。なお、地元自治体から航空写真、地形図等を容易に入手できる場合には、土壌汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、第6条第1項第2号の規定に関わらず、これらを手に入れること。

イ 現存する又は過去に設置されていた特定施設等に関する情報

ロ 地下水の利用状況及び汚染状況に関する情報

- ハ 過去からの土地利用に関する情報
- ニ その他土壤汚染に関する情報

(第一段階調査の結果)

第5条 第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

- 一 対象地等が土壤汚染のある土地であるとき。
- 二 前条第二号及び第三号の調査の結果、対象地等が土壤汚染のおそれがある土地のうち土壤染状況調査（任意調査）の必要性があると判定された土地であるとき。
- 三 過去の調査により土壤汚染が発見されなかった土地又は過去の調査により土壤汚染が発見されたが、汚染の除去等の措置が実施されている土地であり、現地に異状が認められないとき。
- 四 次の場合のように、対象地等が、過去に土壤が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。
 - イ 山林や農地として継続的に使用され、土地の改変（圃場整備を除く。）が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。
 - ロ 昭和40年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

(第二段階調査)

第6条 第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 登記履歴調査

登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。

二 住宅地図等調査

住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

三 地形図等調査

第1号及び前号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

四 地元精通者等への聞き取り調査

前三号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、自治会役員、不動産仲介業者、開発業者、土地家屋調査士等の地元精通者に対して聞き取り調査を行うこと。また、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、必要と認められる場合に、土地所有者等に対して聞き取り調査を行うこと。

- 2 前項第一号、第二号及び第三号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和40年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。
- 3 第1項第四号の聞き取り調査を行うに当たっては、有効な調査結果が得られるよう、調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意するものとし、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生、トラブル等を避けるよう注意するものとする。

（調査報告書）

- 第7条 土地利用履歴等調査の調査結果については、様式第1及び様式第2による土壤汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面（用地平面図等に土壤汚染状況等を色分けして表示する。）並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。また、必要に応じて様式第3、様式第4及び様式第5の各調査表に詳細事項を記載するものとする。
- 2 様式第1から様式第5までの調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、様式第1及び様式第4については、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域ごとに記載することができるものとする。

（任意調査の要否の判定）

- 第8条 事務所長は、第一段階調査又は第一段階調査及び第二段階調査の結果を総合的に判断し、対象地について土壤汚染利用調査（任意調査）の実施の要否を判定するものとする。

土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（2）

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
1) 登記記録等調査	<input type="checkbox"/> 土地登記 (S 年 地番 所有者 地目) (S 年 地番 所有者 地目) <input type="checkbox"/> 建物登記 (S 年 地番 所有者 種類) (S 年 地番 所有者 種類) <input type="checkbox"/> 法人登記 (S 年 法人名 業種)
2) 住宅地図等調査	<input type="checkbox"/> 住宅地図 (S 年 利用状況等) (S 年 利用状況等) <input type="checkbox"/> 航空写真 (S 年 利用状況等) (S 年 利用状況等)
3) 地形図等調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	調査図名 () 調査結果 土地の傾斜の有無等 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (方向： 角度：)) 造成の有無 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()) 造成の規模 () 造成の工法 () 施工の年代 () その他 ()
4) 地元精通者等への 聞き取り調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	聞き取り先 () 聞き取り結果 <input type="checkbox"/> 特定施設等 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類等)) <input type="checkbox"/> 地下水異常 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況等)) <input type="checkbox"/> 汚染可能性のある利用状況 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類・時期)) <input type="checkbox"/> その他 () (※詳細は別紙5履歴等聞き取り調査表参照)
土壌汚染調査 (任意調査等)の要否 ※この欄は請負に付す場合は 削除すること	<input type="checkbox"/> 要 理由 () <input type="checkbox"/> 否 理由 ()

履歴等聞き取り調査表

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
聴取者住所・氏名等	
地形の状況 (造成の有無等)	
建物等の状況	
井戸等の状況	
過去の土地利用状況	<p>期間：</p> <p>期間：</p> <p>期間：</p>

参考1

特定施設一覧表

(水質汚濁防止法第2条第2項関係)

※このうち特定有害物質(参考2)を製造、使用、処理する施設が有害物質使用特定施設となる。

1	鉱業又は水洗炭業
2	畜産食料品製造業
1の2	畜産農業又はサービス製造業
3	水産食料品製造業
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業
6	小麦粉製造業
7	砂糖製造業
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業
9	米菓製造業又はこうじ製造業
10	飲料製造業
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業
12	動植物油脂製造業
13	イースト製造業
14	でん粉又は化工でん粉の製造業
15	ぶどう糖又は水あめの製造業
16	めん類製造業
17	豆腐又は煮豆の製造業
18	インスタントコーヒー製造業
18の2	冷凍調理食品製造業
18の3	たばこ製造業
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業
20	洗毛業
21	化学繊維製造業
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業
21の3	合板製造業
21の4	パーティクルボード製造業
22	木材薬品処理業
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業
24	化学肥料製造業
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業
26	無機顔料製造業
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学製品製造業

28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業
29	コーラール製品製造業
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）
31	メタン誘導品製造業
32	有機顔料又は合成染料の製造業
33	合成樹脂製造業
34	合成ゴム製造業
35	有機ゴム薬品製造業
36	合成洗剤製造業
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（第51号に掲げる事業を除く。）
38	石けん製造業
39	硬化油製造業
40	脂肪酸製造業
41	香料製造業
42	ゼラチン又はにかわの製造業
43	写真感光材料製造業
44	天然樹脂製品製造業
45	木材化学工業
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業
47	医療品製造業
48	火薬製造業
49	農薬製造業
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業
52	皮革製造業
53	ガラス又はガラス製品の製造業
54	セメント製品製造業
55	生コンクリート製造業
56	有機質砂かべ材製造業
57	人造黒鉛電極製造業
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業
59	砕石業
60	砂利採取業
61	鉄鋼業
62	非鉄金属製造業

63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）
63の2	空きびん卸売業
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設
64	ガス供給業又はコークス製造業
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	旅館業
66の3	共同調理場
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業
66の5	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店
67	洗たく業
68	写真現像業
68の2	病院
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業
69の2	中央卸売市場
69の3	地方卸売市場
70	廃油処理施設
70の2	自動車分解整備事業
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場
71の3	一般廃棄物処理施設
71の4	産業廃棄物処理施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72	し尿処理施設
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

参考2

特定有害物質一覧表

(法第2条第1項関係)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二ジクロロエタン
14	一・一・一ジクロロエチレン
15	シス一・一・二ジクロロエチレン
16	一・一・一・一トリクロロエタン
17	一・一・二トリクロロエタン
18	一・三ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	二クロロ一四・六ビス（エチルアミノ）一s一トリアジン（別名シマジン）
21	S一四一クロロベンジル=N・N一ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

参考3

「ダイオキシン類」一覧表

(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項関係)

1	ポリ塩化ジベンゾフラン
2	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
3	コプラナーポリ塩化ビフェニル

参考4

「特定施設」一覧表

(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項関係) ※ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

1	結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉
2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉
5	廃棄物焼却炉

参考5

「特定施設」一覧表

(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項関係) ※ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設

8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設
9	四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設
10	二・三ジクロロ―・四ナフトキノンの製造の用に供する施設
11	八・十八ジクロロ―五・十五ジエチル―五・十五ジヒドロジインドロ [三・二b・三'・二'―m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

参考6

「特定有害物質」一覧表

（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第2条第3項関係）

1	カドミウム及びその化合物
2	銅及びその化合物
3	砒素及びその化合物

参考7

汚染の可能性がある土地の端緒として留意すべき土地の現況利用

汚染の可能性がある土地の端緒としては、以下の例のような土地の現況利用が挙げられる。

例) 不自然な盛土、埋立跡、放置物、焼却施設、油漏れ、臭気、表土の変色、植物の枯死、不自然な窪地、野積みドラム缶、焼却灰の処理跡、排水汚水ピット、人工池、排水溝、地下タンク、危険物貯蔵保管庫等

参考8

第二段階調査において必要な資料の入手・閲覧先

1 住宅地図

地元の図書館等において閲覧。過去のものは、地図製作会社から購入可能。

2 航空写真

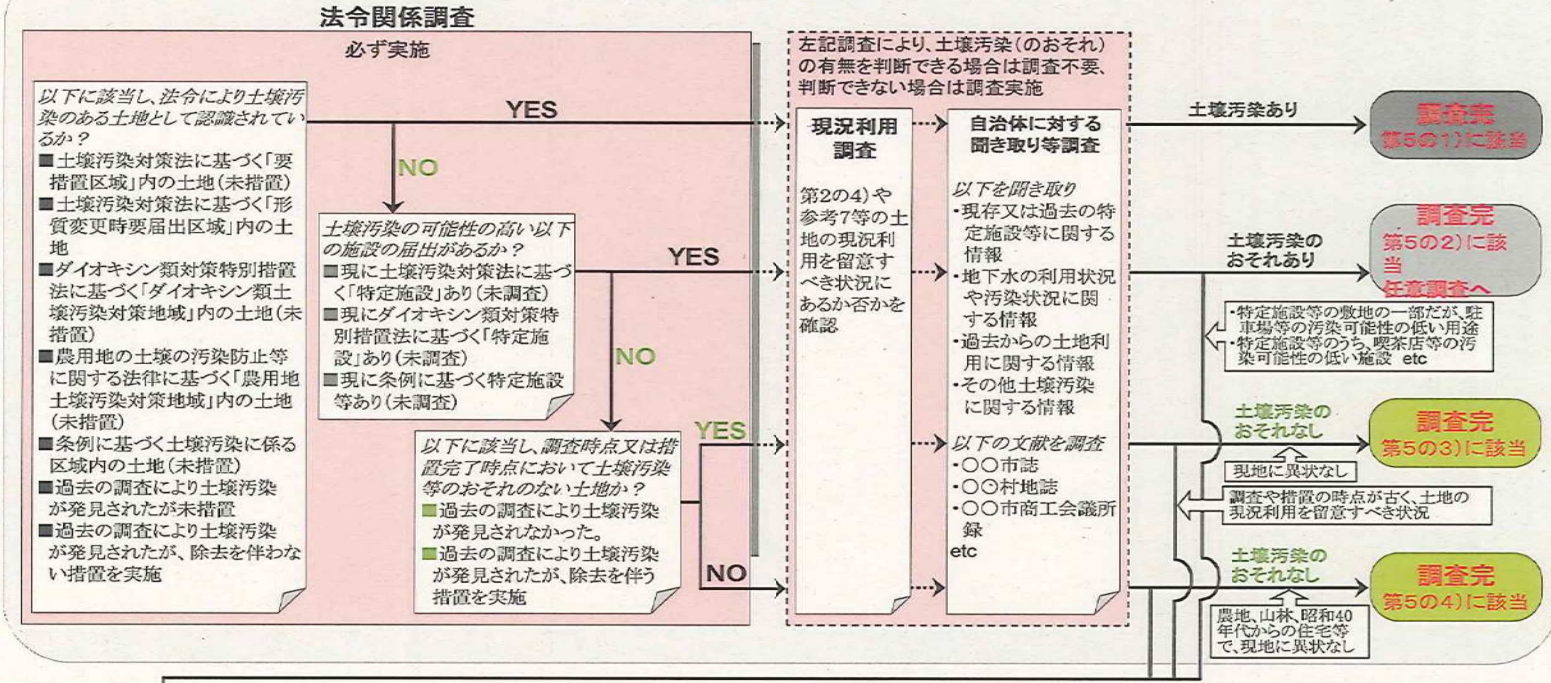
財団法人日本地図センターから購入、又は国土地理院に保管されているものを閲覧。

3 旧版地形図・土地利用図

国土地理院において保管されているものを閲覧

履歴等調査の流れ(案)

第一段階調査



第二段階調査



第2編 地盤變動影響調査等標準仕様書

第1章 総 則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、「西日本高速道路株式会社の事業の施行により生ずる損害等に係る費用負担基準細則」（平成17年細則第11号。以下「基準細則」という。）第23条第五号、第25条查及び第28条に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「地盤変動影響調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、地盤変動影響調査等を発注する西日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは地盤変動影響調査等の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、地盤変動影響調査等の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 八 「指示」とは、監職員が受注者に対し、地盤変動影響調査等の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、地盤変動影響調査等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、地盤変動影響調査等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

- 十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た地盤変動影響調査等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十三 「照査」とは、受注者が、地盤変動影響調査等の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が地盤変動影響調査等の完了を確認することをいう。
- 十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 十六 「調査区域」とは、地盤変動影響調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、地盤変動影響調査等を実施する場合において、西日本高速道路株式会社調査等共通仕様書によるほか、この仕様書及び基準等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（不適切な指示等の通報）

第3条の2 受注者は、業務履行中及び業務完了後において、会社社員（グループ会社を含む）及び管理員（業務責任者を含む）から不適切と思料される指示又は要求があった場合には、会社のウェブサイトに掲載されている方法により、西日本高速道路株式会社コンプライアンス通報・相談窓口に通報するものとする。なお、会社は受注者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

（不当要求行為の報告）

第3条の3 受注者は、業務の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合又はなされるおそれのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

(補償金額総括表の作成)

第3条の4 受注者は、第4章ないし6章及び第10章の業務に係る成果品の納入にあたっては、社印を押印した補償金額総括表(様式第1号の1)を作成するものとする。

(業務従事者)

第4条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

(監督員)

第4条の2 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等(以下「指示等」という。)の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(管理技術者)

第4条の3 管理技術者は、業務の履行に当たり、この地盤変動影響調査等の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの地盤変動影響調査等の主たる業務に関する補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可。)でなければならない。

2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

3 管理技術者は、第3章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。なお、第16条に定める成果物については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。

4 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第4条の4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

- 2 照査技術者は、発注者が管理技術者と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。
- 5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 地盤変動影響調査等の基本的処理方法

(施行上の義務及び心得)

第5条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 地盤変動影響調査等で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 地盤変動影響調査等は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施にあたっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第6条 受注者は、地盤変動影響調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第7条 受注者は、地盤変動影響調査等に着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定しなければならない。

- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第8条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、地盤変動影響調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(貸与資料等)

第9条 受注者は、地盤変動影響調査等を実施するにあたり必要な図面その他の資料を貸与資料等として使用する場合には、会社から貸与又は交付を受けるものとする。

- 2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与資料等の引渡しは、貸与資料等引渡通知書(様式第1号の2)により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書(様式第2号)を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、地盤変動影響調査等が完了したときは、すみやかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等精算書(様式第3号)及び貸与資料等返納書(様式第4号)を監督員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第10条 受注者は、地盤変動影響調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡をとらなければならない。なお、立ち入る土地又は建物等の権利者の同意は、原則として、会社が得るものとし、受注者はこれに協力するものとする。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつては、その理由を付して、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、地盤変動影響調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(業務週報)

第11条 受注者は、監督員の指示事項、作業内容等を業務週報(様式第5号)に記載するものとする。

(身分証明書の携帯)

第12条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に先立ち、身分証明書交付願(様式第6号)を会社に提出し、地盤変動影響調査等に従事する者の身分証明書(様式第7号)の交付を受け、業務に従事するときには携帯するものとする。

- 2 地盤変動影響調査等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に基づき、会社から身分証明書の交付を受けたときは、速やかに身

分証明書受領書（様式第8号）を作成し、会社に提出するものとし、地盤変動影響調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を会社に返納するとともに、身分証明書返納書（様式第9号）を会社に提出するものとする。

（算定資料）

第13条 受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定にあたっては、支社長が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づいて行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない費用負担単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督員への進捗状況の報告）

第14条 受注者は、監督員から地盤変動影響調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物の一部提出）

第15条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができるものとする。

なお、受注者は、当該報告を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物）

第16条 受注者は、業務週報、第3章において作成した調査書、算定書又は説明記録簿を成果物として提出するものとする。

2 成果物は、次の各号により作成するものとする。

- 一 地盤変動影響調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及びページを付す。

3 成果物の提出部数は、正副各1部とする。

4 受注者は、成果物の作成にあたり使用した調査表等の原簿を契約書第41条に定める契約不適合責任の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

（完了検査）

第17条 受注者は、完了検査員が地盤変動影響調査等の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、完了検査員の指示

に速やかに従うものとする。

(修補)

第17条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。

4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第17条の3 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

(安全等の確保)

第17条の4 受注者は、屋外で行う地盤変動影響調査等の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、屋外で行う地盤変動影響調査等の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、地盤変動影響調査等の実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う地盤変動影響調査等の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う地盤変動影響調査等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受注者は、屋外で行う地盤変動影響調査等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外で行う地盤変動影響調査等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。

- 8 受注者は、屋外で行う地盤変動影響調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第17条の5 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

(調査)

- 第18条 調査は、基準細則第23条第五号に規定する建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と同第25条に規定する損害等が生じた建物等の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。
- 2 前項に規定する調査は、西日本高速道路株式会社の事業の施行により生ずる損害等に係る費用負担基準細則処理要領（平成17年要領第10号。以下「基準処理要領」という。）別冊地盤変動影響調査算定要領をもって行うものとする。
- 3 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(水準測量)

- 第19条 基準処理要領別冊地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

一 観測手簿

- 二 計算簿
- 三 点の記
- 四 その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第20条 損害をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、会社が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が会社の行う工事の施行によるものと認められるについて、基準第27条(費用負担の要件)に適合するかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、すみやかに監督員に報告するものとする。

第2節 算定

(費用負担額の算定)

第21条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、基準処理要領別冊地盤変動影響調査調査算定要領により行うものとする。

第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第22条 費用負担の説明とは、会社の行う工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第23条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

[注]前二節と併せて発注する場合は、「第23条 削除」とする。

(現地踏査等)

第24条 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

[注]前二節と併せて発注する場合は、「第24条 削除」とする。

(説明資料の作成等)

第25条 権利者等に対する説明を行うにあたっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

[注]前二節と併せて発注する場合は、本条中「前2条の結果を踏まえ、」を削除する。

(権利者に対する説明)

第26条 権利者等に対する説明は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。
- 二 権利者等と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第27条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第10号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第28条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

様式第1号の1

費用負担額総括表

			整理番号	
被費用負担対象者	氏名		住所	
代理人	氏名		住所	
費用負担額		税抜き金額		合計
適用				

注1 被費用負担対象者毎に作成すること。

注2 採用した単価の年度を、摘要欄に記載すること。

本業務において算定した費用負担額については、上表のとおりです。

受注者 住所

氏名

様式第1号の2

貸与資料等引渡通知書

(元号) 年 月 日

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____ 殿

西日本高速道路株式会社 支社 (事務所)

監督員 _____

下記のとおり貸与資料等を引渡します。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者
管理技術者
(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料等を受領しました。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第3号

貸与資料等精算書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料等を精算します。

調査等名			契約年月日			年 月 日
			数量			備考
品 名	規 格	単 位	引渡し 数量	使 用 数量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第4号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料を返納します。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

業 務 週 報

業務の名称			
履行期間		自 (元号) 年 月 日	
		至 (元号) 年 月 日	
監督員		管理技術者	
調査等年月日		業務及びその内容等	
(元号)年 月 日()		指示事項:	
		作業内容等:	
		調査等の箇所	
月 日()		指示事項:	
		作業内容等:	
		調査等の箇所	
月 日()		指示事項:	
		作業内容等:	
		調査等の箇所	
月 日()		指示事項:	
		作業内容等:	
		調査等の箇所	
月 日()		指示事項:	
		作業内容等:	
		調査等の箇所	
月 日()		指示事項:	
		作業内容等:	
		調査等の箇所	
月 日()		指示事項:	
		作業内容等:	
		調査等の箇所	
特 記 事 項			

様式第6号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社
事務所長 殿

受注者

住 所

会社名

代表者

身 分 証 明 書 交 付 願

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者が現場作業に従事いたしますので、身分証明書を交付くださいますようお願いいたします。

記

履行期限：(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年齢	住 所

以 上

様式第8号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社
事務所長 殿

受注者

住 所

会社名

代表者

身 分 証 明 書 受 領 書

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者に対する身分証明書を受領しました。

記

履行期限：(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年齢	住 所

以 上

様式第9号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社
事務所長 殿

受注者

住 所

会社名

代表者

身 分 証 明 書 返 納 書

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、(元号) 年 月 日付で交付を受けた下記の者に対する身分証明書を別添のとおり返納します。

記

履行期限：(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年齢	住 所

以 上

説明記録簿

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

第3編 用地測量標準仕様書

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が土地等を取得し、又は使用するにあたり必要となる用地測量（以下「測量」という。）を発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(測量の範囲)

第2条 測量は、道路用地のうち 市、町、村、大字 (測点 No.) から 市、町、村、大字 (測点 No.) までの路線延長 キロメートルの間に所在する土地並びに建物及び工作物について行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、測量を発注する西日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは、測量の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、測量の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量の遂行に係わる事項について、書面をも

って知らせることをいう。

十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

十三 「照査」とは、受注者が、測量の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認について検証することをいう。

十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が測量業務の完了を確認することをいう。

十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

十六 「権利者」とは、測量区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

十七 「調査」とは、測量区域の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

（基本的処理方針）

第4条 受注者は、測量を実施する場合において、西日本高速道路株式会社調査等共通仕様書（以下「調査等共通仕様書」という。）によるほか、この仕様書及び西日本高速道路株式会社測量作業規程（平成18年要領第92号）（以下「測量作業規程」という。）に適合したものとなるよう、公正かつ確に業務を処理しなければならない。

（不適切な指示等の通報）

第4条の2 受注者は、業務履行中及び業務完了後において、会社社員（グループ会社を含む）及び管理員（業務責任者を含む）から不適切と思料される指示又は要求があった場合には、会社のウェブサイトに掲載されている方法により、西日本高速道路株式会社コンプライアンス通報・相談窓口に通報するものとする。なお、会社は受注者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

（不当要求行為の報告）

第4条の3 受注者は、業務の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合又はなされるおそれのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

（測量従事者の資格）

第5条 測量は、測量士が担当し、補助者には測量法第48条に規定する測量士補を当てなければならない。

(監督員)

第5条の2 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等(以下「指示等」という。)の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(管理技術者)

第5条の3 管理技術者は、測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士(以下「測量士」という。)の資格を有する者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可。)でなければならない。

- 2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 3 管理技術者は、第3章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。なお、第17条に定める成果物については表紙の裏面に管理技術者の資格及び氏名の記載を行うものとする。
- 4 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第5条の4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

- 2 照査技術者は、発注者が管理技術者と同等の知識及び能力を有する者と認められた者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、管理技術者に提出するものとする。
- 5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 用地測量の基本的処理要領

第1節 用地測量の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、測量の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 測量で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 測量は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(貸与資料等)

第7条 受注者は、測量の実施に当たっては、必要に応じて会社から次の各号に掲げる資料の貸与を受けるものとする。

- 一 土地の登記記録調査表、権利者調査表、墓地管理者調査表
 - 二 地図の写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面の転写図、転写連続図をいう。以下同じ。）
 - 三 土地区画整理事業等の確定図その他の既測地図面（以下「確定図等」という。）
 - 四 基準点測量、路線測量及び用地幅杭設置測量の成果で測量作業規程及び測量作業要領に定める全ての成果（以下「基準点測量等の成果」という。）
 - 五 その他測量に必要な資料
- 2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与資料等の引渡しは貸与資料等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書（様式第2号）を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、測量が完了したときは、速やかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等精算書（様式第3号）及び貸与資料等返納書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

(現地踏査)

第8条 受注者は、測量の着手に先立ち、測量区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第9条 受注者は、測量を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に用地測量作業計画書(様式第5号)を策定し、監督員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第10条 受注者は、測量の実施に先立ち、管理技術者を立会わせてうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、測量の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(立入り及び立会)

第11条 受注者は、測量を実施するために権利者が所有又は占有する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡をとらなければならない。なお、立ち入る土地等の権利者の同意は、原則として、会社が得るものとし、受注者はこれに協力するものとする。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつては、その理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、測量を行うため土地等に立ち入る場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、測量を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるとき又は農作物を踏み荒す恐れがあるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったとき又は農作物を踏み荒したときは、障害物伐除報告書(様式第6号)を監督員に提出するものとする。

(業務週報の作成)

第13条 受注者は、監督員の指示事項、作業内容等を記載した業務週報(様式第7号)を作成し、監督員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第14条 受注者は、測量の実施に先立ち、身分証明書交付願(様式第8号)を会社に提出

し、測量に従事する者の身分証明書（様式第9号）の交付を受け、業務に従事するときには携帯するものとする。

- 2 測量に従事する者は、権利者から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に基づき、会社から身分証明書の交付を受けたときは、速やかに身分証明書受領書（様式第10号）を作成し、会社に提出するものとし、測量が完了したときは、速やかに、身分証明書を会社に返納するとともに、身分証明書返納書（様式第11号）を会社に提出しなければならない。

（監督員への進捗状況の報告）

第15条 受注者は、監督員から測量の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

第16条 受注者は、測量の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 受注者は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができるものとする。

なお、受注者は、当該報告を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物）

第17条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 測量の種別及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及び真ページを付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
 - 3 提出する成果物は、別記1 成果物一覧表に掲げる成果物等とする。
 - 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第41条に定める契約不適合責任の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

（電子納品）

第17条の2 電子納品は、「調査等共通仕様書 1-43-3 電子納品」に基づいて行うものとする。

- 2 受注者は、電子納品による成果物（電子データ）について、「調査等共通仕様書 1-43-4 電子納品チェックシステム」に基づき、チェックを実施し、完了後に提出するものとする。

- 3 電子納品による成果物の提出部数については、前条に定める別記に基づくものとし、NEXCO 総研技術情報課への電子データの提出は、「調査等共通仕様書 1-4-3-5」によるものとする。

(完了検査)

- 第18条 受注者は契約書第32条の規定に基づき、会社に業務完了の通知を行う時は、「調査等共通仕様書 1-4-3-5 標準提出部数」に示す「成果物(電子データ)受領票」の写しを添付するものとする。
- 2 受注者は、完了検査員が測定の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。
 - 3 受注者は、完了検査のために必要な資料の提出その他の処理について、完了検査員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

- 第18条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
 - 3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。
 - 4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

- 第18条の3 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

(安全等の確保)

- 第18条の4 受注者は、屋外で行う測定の実施に際しては、測量関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う測定の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、測定の実施中の安全を確保しなければならない。
 - 3 受注者は、屋外で行う測定の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 4 受注者は、屋外で行う測定の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
 - 5 受注者は、屋外で行う測定の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第18条の5 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
 - 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3章 用地測量

第1節 境界確認

(資料確認)

- 第19条 受注者は、境界確認に先立ち、第7条に掲げる資料について、次の各号により確認等を行うものとする。
- 一 土地の登記記録調査表、権利者調査表、墓地管理者調査表及び地図の写しについては管轄登記所において、確定図等についてはそれぞれの関係機関において、内容を確認する。
 - 二 戸籍簿等の調査資料については、前号の確認の結果、調査が必要であると認められるものについて、監督員の指示に従い、調査する。

(標 杭)

第20条 測量において設置する標杭は、表1のとおりとする。

2 表1に定める杭のうち、補助多角点杭は杉角材に代えてプラスチック杭を、補助多角点杭以外の杭にあつては杉角材に代えてプラスチック杭又は金属鋏(頭部径15mm)を必要に応じ設置することができる。

表1 標杭の規格

種 類	材 料 規 格	色 別	摘 要
補助多角点杭	杉角材 6cm×6cm×60cm	白	頭部10cmを塗
公共用地境界杭	〃 4.5cm×4.5cm×45cm	黄	装
民有地境界杭	〃 〃	赤	〃
占有境界杭	〃 〃	青	〃
交 点 杭	〃 6cm×6cm×60cm	赤	〃
			〃

(注) 1 公共用地境界杭には、公共用地境界線と民有地境界線が交わる点を含む。

(注) 2 交点杭とは、用地幅杭線と一筆地の境界線とが交差する点(以下「交点」という。)に設置する杭をいう。

(境界確認の準備)

第21条 受注者は、境界確認を行うに当たっては、監督員と立会区域、立会期日その他立会に必要な事項について協議し、立会が必要と認められる権利者への立会通知等の準備を行うものとする。

(境界立会の画地及び範囲)

第22条 受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会を行うものとする。

- 一 1筆を範囲とする画地
- 二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利の設定がなされている場合はその権利ごとの画地
- 三 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地。この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。
- 四 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに属するものが存するときは、一画地に含めることができるものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

(境界立会)

第23条 受注者は、前条の境界立会の範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会を行うものとする。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
 - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - 三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、第20条に基づく標識を設置するものとする。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から立会証明書（様式第12号）に確認のための署名押印を求めるものとする。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し速やかに監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - 二 関連する権利者の一部が立会を拒否したもの
 - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第2節 境界測量

（測量方法及び使用機械器具）

第24条 観測等に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものとする。

表2 使用機器一覧表

作業項目	使用機械器具
・観測	・3級トータルステーション（データコレクタを含む。以下「TS」という。）（性能は、測量機器級別性能分類表による）、鋼巻尺（JIS1級）
・座標計算及び面積計算	・電子計算機（パソコン）
・実測図等の作成	・座標展開機（製図機）

（用地測量の基準点）

第25条 受注者は、用地測量に使用する基準点について会社が実施した基準点測量等が完了しているときは、基準点測量等の成果を基に基準点標及び補助基準点杭（以下「与点」という。）を検測して使用するものとする。

- 2 受注者は、前項の基準点測量等の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損存等が生じているときには監督員と協議するものとする。
- 3 受注者は、第1項の基準点測量等が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

(境界測量及び用地幅杭測量)

第26条 受注者は、各境界点及び用地幅杭点の測量を行うときは、与点を基準として、放射法により表3の方法で実施するものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点(以下「補助多角点」という。)を設置し、それに基づき行うことができるものとする。

表3 観測及び距離測定の方法

区分	T S	鋼巻尺	較差の許容範囲
水平角観測	0.5対回	————	————
鉛直角観測	0.5対回	————	————
距離測定	0.5セット	2回	5mm

(注) 1 水平角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の位置の観測を1対回とする。

2 距離測定は、T Sの場合は1視準2測定を1セットする。

2 受注者は、前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角、用地幅杭点の座標値、用地幅杭点間の距離を計算により求め、境界点成果表(様式第13号)及び用地幅杭点成果表(様式第14号)を作成するものとする。

3 座標値等の計算における結果の表示単位等は、原則として、表4のとおりとする。

表4

区分	方向角	距離	座標値	面積
単位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

4 受注者は、用地幅杭点成果表と第7条の規定に基づき交付を受けた用地幅杭設置測量の成果を照合し、較差が表5の許容範囲を超えているときは、監督員に報告のうえ、その指示を受けなければならない。

表5 用地幅杭点間距離の計算値と測定値の較差の許容範囲

区分 \ 距離	距離		適 要
	20m未満	20m以上	
平地	1.0cm	S/2,000	Sは用地幅杭点間距離の計算値
山地	2.0cm	S/1,000	

5 受注者は、実測図の作成に必要な建物及び監督員が指示する工作物について、与点又は境界点との位置関係を確認する方法により測量するものとする。

(補助多角測量)

第27条 境界点を観測するために止むを得ず補助多角点を設置する必要がある場合は、基準点測量等の成果を基に与点(補助基準点を除く。)を基準として設置することができるものとする。

2 補助多角測量は、測量作業規程に定める4級基準点測量に準ずるものとし、実施に当たっては、同規程及び同規程の運用基準並びに測量作業要領に基づき、表6の方法により行

い、補助多角点成果表（様式第15号）を作成するものとする。

表6 補助多角点の観測方法

	水平角観測		鉛直角観測		距離測定	
読定単位	20"		20"		1mm	
対回数(セット数)	2対回		1対回		2セット	
水平目盛位置	0°, 90°					
較差の許容範囲	倍角差	60"	高度定数の較差	60"	1セット内の測定値の較差	2cm
	観測差	40"			各セットの平均値の較差	2cm

- 1) 水平角観測、鉛直角観測、距離測定は、1視準で同時に行うものとする。
- 2) 水平角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を一对回とする。
- 3) 鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を一对回とする。
- 4) 距離測定は、1視準2読定を1セットとする。
- 5) 水平角の観測において1組の観測方向数は、5方向以下とする。
- 6) 水平角観測の必要な回数に合わせ、取得された鉛直角観測及び距離測定値は全て採用し、その平均値を用いることができるものとする。

(交点杭設置)

第28条 受注者は、測量の成果等に基づき次の各号により交点杭を設置するとともに、境界点成果表(様式第13号)を作成するものとする。

- 一 観測は与点又は補助多角点を基準として放射法により行う。
- 二 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 三 交点杭は第20条に規定する杭とする。

2 前項の交点杭設置にあたり建物等が支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告するものとする。

(境界点間測量)

第29条 受注者は、境界測量及び交点杭の設置のための観測を行う場合には、合わせて隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と交点との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び交点杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行い、境界測量精度管理表(様式第16号)を作成するものとする。

なお、較差の許容範囲は表7のとおりとする。

表7 境界点間距離の較差の許容範囲

距離 区分	20m未満	20m以上	摘要
平地	1.0cm	S/2,000	Sは点間距離の計算値
山地	2.0cm	S/1,000	

第3節 面積計算

(面積計算の範囲)

第30条 面積計算の範囲は、第22条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 土地の面積を求める範囲は、原則として取得し、又は使用する土地の区域（以下「取得等の区域」という。）とする。
- 二 土地の面積は、一筆ごとに次の方法により求めるものとする。
 - イ 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、現況地目ごとに面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれの面積を求めるものとする。
 - ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、イを準用するものとする。
- 2 前項の判断は、監督員の指示によるものとする。

(面積計算)

第31条 面積計算は、原則として、座標法（倍横距法）により行うものとする。

2 面積計算の端数処理については、次のとおりとする。

- 一 長さ：1メートルの1,000分の1（1,000分の1未満の端数切り捨て）の位まで求める。
- 二 面積：1平方メートルの100万分の1（100万分の1未満端数切り捨て）の位まで求める。
- 三 幅線内にある土地、残地及び隣接地に付属する私道、みぞその他これらに類するもの敷地は、主たる土地の面積に含めて計算することができるものとする。ただし、この場合、監督員の了解を得なければならない。

第4節 用地実測図等の作成



(実測図の作成)

第32条 受注者は、測量の成果に基づき、実測図として、市街地にあつては縮尺250分の1、その他の地域にあつては縮尺500分の1で用地実測図原図を作成するものとする。

2 用地実測図原図に用いる記号は、原則として表8によるものとする。

なお、境界辺長は、メートル単位で1メートルの1,000分の1未満の端数を切り捨てて表示し、面積は平方メートルの単位で1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てて表示するものとする。

表8 用地実測図原図に用いる記号

区分	色別	記号	規格
中心杭	黒	◎	内 1.5mm、外 3mm
用地幅杭	//	⊙	1.5mm
用地境界杭	//	○	1.0mm
用地幅線	//		0.5mm
地番境界	//		0.2mm
地目境界	//	----- (一点鎖線)	0.2mm
占有境界	//	- · - · - · - · (二点鎖線)	0.2mm
大字境界	//	- · - · - · - · - · - ·	0.3mm
字境界	//	- - - - -	0.3mm

- 3 用地実測図原図は、原則として、長辺を横に用いて作製しなければならない。
- 4 用地実測図原図は、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。この場合において第一号から第四号に掲げる事項については各筆毎に、第五号から第二十四号に掲げる事項については適当と認められる箇所に表示するものとする。ただし、これにより難しい場合は速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
- 一 権利者等氏名（隣接地を含む）（横書き）
 - 二 現況地目（隣接地を含む）（横書き）
 - 三 地番（隣接地を含む）（算用数字 横書き）
 - 四 実測面積（残地を含む）（算用数字 横書き）
 - 五 境界線、借地境界
 - 六 用地幅線
 - 七 用地幅杭点番号（記載例 H 1、H 2、……）
 - 八 境界点番号（記載例 公共用地境界点：P 1、P 2、……、民境界点：M 1、M 2、……、占有境界点：S 1、S 2、……）
 - 九 交点番号（K 1、K 2、……）
 - 十 補助多角点番号（T 1、T 2、……）
 - 十一 境界辺長
 - 十二 建物及び工作物の位置並びに形状
 - 十三 区市町村、大字、字の境界線
 - 十四 道路名及び水路名
 - 十五 市町村名
 - 十六 大字及び字名
 - 十七 中心杭及び同杭番号（記載例 STA 1 + 0 0、STA 1 + 2 0、……）
 - 十八 用地幅杭
 - 十九 方位及び縮尺
 - 二十 座標系（外枠に 5 0 m 間隔で表示すること。）
 - 二十一 測量者名（測量主任技師が記名すること。）
 - 二十二 測量年月日
 - 二十三 図面番号及び接続凡例

二十四 作業機関名称

5 用地実測図原図の規格は、日本産業規格B1番を標準とし、左を起点側、右を終点側とする。

なお、図面が複数葉にわたるときは、右上に番号を付すとともに、当該図面の位置を示す表示図を記載するものとする。

(地積測量図等の作成)

第33条 受注者は、取得し、又は使用する土地が一筆の土地の一部であるため分筆又は地積の更正を必要とする場合は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第73条から第78条の規定に基づき地積測量図（様式第17号）及び土地所在図（様式第17号）を作成するものとする。

第5節 土地調査表等の作成

(土地所有者別土地一覧表等の作成)

第34条 受注者は、第19条に基づき確認及び調査した結果並びに境界確認の方法等についてとりまとめた土地所有者別土地一覧表（様式第18号）を次により作成するものとする。

一 大字毎に取りまとめ、同一所有者にかかる2筆以上の土地がある場合にはまとめて連続して記載するものとする。

二 大字毎に所有者数、筆数及び実測面積の合計欄を設けるものとする。

2 受注者は、測量の成果をもとに在来法定（外）道水路調書（様式第19号）を市町村ごとに作成するものとする。

(土地確認調書の作成)

第35条 受注者は、土地確認調書（様式第20号）を土地所有者ごとに作成するものとする。ただし、土地所有者への確認は、会社が行うものとする。

別記 1

成 果 物 一 覧 表

1 成果物一覧表は下表のとおりとし、管理技術者が十分に点検を行うものとする。

なお、観測手簿又は電子野帳の測量記録は、実際に使用した原簿又は記録とし、書き直し、浄書又は打ち直し等をしてはならない。特に観測手簿又は電子野帳等の文字の訂正は旧文字が判読できるよう抹消し、そのわきに正しい文字を記入することとし、インク消し、小刀等を用いてこれを行ってはならない。

成果物名	数量		様式番号	標準規格
	紙	電子データ		
立会証明書	1部	3部	第12号	日本産業規格A4番
立会依頼通知書	1部	3部	—	様式は監督員の指示による
観測手簿又は電子野帳の測量記録	1部	3部	—	受注者にて定める
補助多角点網図	1部	3部	—	受注者にて定める (点番号、距離、方向角を記入)
補助多角点成果表	1部	3部	第15号	日本産業規格A4番
基準点一覧表(使用部分)	1部	3部	—	様式は監督員の指示による
多角測量計算書(結合トラバース計算書他一式)	1部	3部	—	受注者にて定める (点番号、距離、方向角を記入)
放射トラバース計算書	1部	3部	—	受注者にて定める。
補助基準点(補助多角測量)精度管理表	1部	3部	—	西日本高速道路株式会社測量作業規程に準じ、受注者にて定める
境界点成果表	1部	3部	第13号	日本産業規格A4番
交点杭設置箇所表示図	1部	3部	—	様式は監督員の指示による
用地幅杭点成果表	1部	3部	第14号	日本産業規格A4番
境界測量精度管理表	1部	3部	第16号	日本産業規格A4番
面積計算書	1部	3部	—	受注者にて定める。
既測地における成果簿(写)(確定図含む。一式)	1部	3部	—	日本産業規格B1番
用地実測図原図	1部 (写1)	3部	—	ポリエステルフィルム #500 0.9m×20m
地積測量図	1部	3部	第17号	不動産登記規則第74条第3項に定める用紙
土地所在図	1部	3部	第17号	
土地所有者別土地一覧表	1部	3部	第18号	日本産業規格A4番
土地確認調書	2部	3部	第20号	日本産業規格A4番 部数は関係者数を考慮した部数とする
在来法定(外)道水路調書	1部	3部	第19号	日本産業規格A4番

※電子データは監督員へ2部、NEXCO 総研技術情報課へ1部提出する。

※NEXCO 総研技術情報課への提出にあたっては、「調査等共通仕様書1-43-5」に基づくものとする。

- 2 第1項に掲げる成果物の整理、編集は、用地測量標準仕様書第17条によるほか、次によるものとする。
 - 一 用地実測図原図は、図面保管筒に入れ、当該筒には、品名、市町村名、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び請負者の名称を記載するものとする。
 - 二 地積測量図、土地所在図は、監督員の指示に基づき前号に準して装丁等を行うものとする。
 - 三 前各号以外の成果物は、監督員の指示に基づき正副にとりまとめのうえ、それぞれ堅固な表紙による装丁を行い、表紙に第1号に準じて必要事項を記載するものとする。
- 3 成果物のオリジナルデータについて、補助多角点成果表、境界点成果表、用地幅杭点成果表、境界測量精度管理表及び土地所有者別土地一覧表についてはマイクロソフト社製Microsoft Excelにより、立会証明書、土地確認調書及び在来法定（外）道水路調書についてはマイクロソフト社製Microsoft Wordにより作成するものとし、その他の成果物のデータ形式は、発注者と受注者で協議し決定するものとする。
- 4 前項のオリジナルデータについては、第1項に掲げる成果物の電子データとは別に、当該データを格納したコンパクトディスク等を納品するものとする。

様式第1号

貸与資料等引渡通知書

(元号) 年 月 日

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____ 殿

西日本高速道路株式会社 支社(事務所)

監督員 _____

下記のとおり貸与資料等を引渡します。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料等を受領しました。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

貸与資料等精算書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料等を精算します。

調査等名			契約年月日	年 月 日		
品 名	規 格	単 位	数 量			備 考
			引渡し 数 量	使用数 数 量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料を返納します。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第5号

用地測量作業計画書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

代表者 _____

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記のとおり計画書を提出します。

調査等概要	
工 程 表	別紙のとおり
業務体制等	
使用測量機器等 (検定年月日及び検定番号)	(検定番号第 号 (元号) 年 月 日)
連絡体制 (緊急時を含む)	
特記事項	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 工程表は、受注者にて定める。

様式第6号

障害物伐除等報告書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行のため、(元号) 年 月 日に下記の障害物を伐除したので報告します。

記

履行期限：(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

地 内							
字	地番	地目	物件の種類	形状寸法（種類、樹齡、胸高直径等）	数量	物件所有者	
						住 所	氏 名

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

業 務 週 報

業 務 の 名 称			
履 行 期 間	自 (元号)	年	月 日
	至 (元号)	年	月 日
監督員	管理技術者		
調査等年月日	業 務 及 び そ の 内 容 等		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調査等の箇所		
(元号)年 月 ()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調査等の箇所		
(元号)年 月 ()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調査等の箇所		
(元号)年 月 ()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調査等の箇所		
(元号)年 月 ()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調査等の箇所		
(元号)年 月 ()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調査等の箇所		
特記事項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第8号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

所 長 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者) _____

身分証明書交付願

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記のものが現場作業に従事いたしますので、身分証明書を交付くださいますようお願いいたします。

記

履行期限：(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年 齡	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第9号

(表)

<p>測量法（昭和24年法律第188号）抜すい 第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求のあつたときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>(元号) 年 月 日発行</p> <p>西日本高速道路株式会社支社等事務所 事務所長 ㊟</p>
---	--

(裏)

<p>住 所 氏 名 生 年 月 日</p> <p>所 属 機 関 名 所 属 機 関 所 在 地</p> <p>上記の者は、測量法第15条第1項の規定により、測量計画機関の長の（命令）（委任）に基づいて土地に立入ることができる者であることを証する。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">有 効 期 間</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> </tr> <tr> <td>作 業 地 域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 業 の 名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 行 機 関 の 印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	作 業 地 域				作 業 の 名 称				発 行 機 関 の 印			
有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日														
作 業 地 域																	
作 業 の 名 称																	
発 行 機 関 の 印																	

注1 用紙の規格は、日本産業規格B8番とする。

2 土地収用法に基づく測量の場合は、同法に定める身分を示す証票の様式によること。

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）
所 長 _____ 殿

受注者
住 所
会社名
(代表者) _____

身分証明書受領書

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者に対する測量法（土地収用法）に基づく身分証明書を受領しました。

記

履行期限：(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）
 所 長 _____ 殿

受注者
 住 所
 会社名
 (代表者) _____

身分証明書返納書

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、(元号) 年 月 日
 付けで交付を受けた下記の者に対する測量法（土地収用法）に基づく身分証明書を別添のとおり
 返納します。

記

履行期限：(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

立会証明書

西日本高速道路株式会社起業〇〇自動車道〇〇線建設工事所要の土地に関する測量のため下記記載の土地の境界について、現地で立会のうえ、異議なく確認しました。

記

1 立会年月日 (元号) 年 月 日

2 立会者

住所	氏名	印

3 土地の表示

都道 市 町
府県 郡 区 村

対象地				対象地に対する隣接地				摘要
大字	字	地番	地目	大字	字	地番	地目	

本立会証明書のとおり事実を確認し、測量したものであることを証明します。

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社
所長

注1 立会者ごとに作成すること

2 対象地欄には、立会者所有等に係る地番を記入し、隣接地欄には隣接地番を全て記入すること

3 法務局により別途様式が定められている場合には、適宜様式を作成すること

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

地積測量図	土地所在	土地の所在	土地の所在	申請人	年 月 日	作製者	縮尺	1 /

注 用紙の大きさは、日本産業規格B列4番横とする。

土地所有者別土地一覽表

道路名		市町村大字																
土地の所在 字	土地の所在 地番	土地の登記記録		現況						所在地番の 確認資料	現地確認図面と 現地	境界確認の方法	所有者		同一所有者の 筆界確認	特記 事項		
		地目	面積	地積	取得面積	残地面積	合計面積	分筆・地積更正の要否	住所				氏名					
(例)																		
〇〇	12-3	田	104.23		38.55	82.64	121.19				分筆	登記記録・ 公図	法第14条第1項 の地図と一致	確定図によ り確認	同上	同上	-	
〇〇	12-4	田	8.56		10.15	0.00	10.15					同上	同上				立会により確認	
〇〇	23-5	宅地	141.56		161.21	10.53	171.74				分筆及び地積 更正	登記記録・ 公図	法第14条第1項 の地図と不一致	現地立会に より確認	〇〇町〇〇〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇 〇	-	
〇〇	57-1	宅地	201.13		202.11	0.00	202.11					登記記録・ 公図	法第14条第1項 の地図・地積測量 図と一致	現地立会に より確認	〇〇町〇〇〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇 〇	-	
〇〇	57-9	宅地	23.57		24.05	0.00	24.05					同上	同上		同上	同上	既別図面により 確認	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

在来法定（外）道水路調書（表-3）

()							都道 府県	郡 市	町 村
図面 番号	大字	字	地番	地目	地積 (㎡)		記	事	
					公簿	実測			

- 注1 カッコ内は、在来法定道路、在来法定河川、在来法定外道水路の別を記入する。
- 2 「地番」欄は、地番の付されているものにあつては地番を記入し、地番の付されていないものにあつては、隣接する土地の地番を記入する。
- 3 「地目」の欄は、道路、水路の別を記入する。
- 4 実測地積は記入を要しない。
- 5 「記事」の欄は、地番の付されていないものでいわゆる公図上の「赤道（道路）」及び「青道（水路）」の場合には「無番地・国有財産」と記入し、地番の付されているもので、所有権等について名義が存する場合は、その名義を記入する。
 なお、民地等がある場合はここに記入する。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

第4編 不動産登記（表示に関する登記）業務標準仕様書

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が表示に関する登記に必要な調査、書類の作成及び登記申請の業務（以下「登記業務」という。）を土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の登録を受けた土地家屋調査士（以下「調査士」という。）又は同法第26条の土地家屋調査士法人へ委託する場合の登記業務の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって登記業務の適正な実施を確保するものとする。

2 登記業務の委託にあたり、登記業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、登記業務を発注する西日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは、登記業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第6条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、登記業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第23条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第7条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 七 「指示」とは、監督員が受注者に対し、登記業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 八 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、登記等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 九 「報告」とは、受注者が監督員に対し、登記業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た登記業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十一 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

十二 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が登記業務の完了を確認することをいう。

十三 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

十四 「関係者」とは、登記業務を実施するうえで関係する土地及び建物（以下「土地等」という。）の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、登記業務を実施する場合において、この仕様書、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他各種法令等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に実施しなければならない。

2 受注者は、会社から登記業務に関する指示があったときは、ただちにその指示に基づき、迅速に処理しなければならない。

（不適切な指示等の通報）

第3条の2 受注者は、業務履行中及び業務完了後において、会社社員（グループ会社を含む）及び管理員（業務責任者を含む）から不適切と思料される指示又は要求があった場合には、会社のウェブサイトに掲載されている方法により、西日本高速道路株式会社コンプライアンス通報・相談窓口に通報するものとする。なお、会社は受注者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

（不当要求行為の報告）

第3条の3 受注者は、業務の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合又はなされるおそれのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

（監督員）

第3条の4 監督員は、契約書第6条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（管理技術者）

第3条の5 管理技術者は、契約書第7条により受注者が会社に届け出た調査士をいい、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第7条第2項に規定した事項であるが、契約書第7条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

3 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介

護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 登記業務の基本的処理方法

(施行上の義務及び心得)

第4条 受注者は、登記業務の実施にあたり、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。
- 二 登記業務で知り得た関係者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 関係者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、すみやかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(作業計画の策定)

第5条 受注者は、登記業務を着手するにあたっては、この仕様書及び特記仕様書を基に登記業務に係る作業計画を策定しなければならない。

- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第6条 受注者は、登記業務の実施にあたっては、監督員から必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、登記業務の実施にあたり、この仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(貸与資料等)

第7条 受注者は、登記業務の実施にあたり必要な図面その他の資料を使用する場合は、会社から貸与又は交付を受けるものとする。

- 2 貸与資料等の品名は特記仕様書によるものとし、貸与資料等の引渡しは、貸与資料等引渡通知書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書(様式第2号)を監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、登記業務が完了したときは、すみやかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等返納書(様式第3号)を監督員に提出するものとする。

(立入り及び立会)

第8条 受注者は、登記業務を実施するにあたり、関係者が占有する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡をとらなければならない。

- 2 受注者は、前項の土地等に立ち入る場合には、関係者の立会を得なければならない。ただし、立会を得ることができないときは、あらかじめ関係者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第9条 受注者は、登記業務を実施するにあたり、障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるとき又は農作物を踏み荒す恐れがあるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、監督員の指示により障害物の伐除を行ったとき又は農作物を踏み荒したときは、障害物伐除報告書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第10条 受注者は、監督員から登記業務の進捗状況について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物)

第11条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 登記業務の種別及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及びページを付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
- 3 提出する成果物は、特記仕様書に定めるものとする。
- 4 受注者は、成果物の作成にあたり使用した調査表等の原簿を契約書第27条第3項に定める契約不適合責任の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(成果物の一部提出)

第11条の2 受注者は、登記の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 受注者は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができるものとする。

なお、受注者は、当該報告を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

(完了検査)

第12条 受注者は、完了検査員が登記業務の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、完了検査のために必要な資料の提出その他の処理について、完了検査員の指示にすみやかに従うものとする。

(修補)

第12条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。

4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第12条の3 契約書第13条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第15条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第12条の4 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。

3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3章 調査・書類作成業務

(現地調査A)

第13条 現地調査Aは、第15条の土地所在図作成、第16条の地積測量図作成及び第17条の現地調査書作成のために、会社が貸与する境界確認、境界測量及び面積計算等用地測量の成果、地図の写し、土地の登記事項証明書並びにその他登記申請に必要な書類(以下「用地測量成果等」という。)に基づき、対象物件の位置の調査、確認及び境界調査等並びにこれらに伴う図面整理及び調査結果整理等により行うものとする。

(現地調査B)

第14条 現地調査Bは、第19条の登記申請手続のうち第4号から第7号において現地の調査が必要と認められる際に、申請に係る不動産の所在、地番、位置、形状及び地目等

の調査確認により行うものとする。

(土地所在図作成)

第15条 土地所在図作成は、不動産登記令(平成16年政令第379号)第2条第2号の土地所在図について、第13条の現地調査A及び会社が貸与する用地測量成果等に基づき作成するものとする。

2 受注者は、土地所在図の作成者欄に現地調査を行った調査士の氏名を記載し職印を押印するものとする。

(地積測量図作成)

第16条 地積測量図作成は、不動産登記令第2条第3号の地積測量図について、第13条の現地調査A及び会社が貸与する用地測量成果等に基づき作成するものとする。

2 受注者は、地積測量図の作成者欄に現地調査を行った調査士の氏名を記載し職印を押印するものとする。

3 第19条第3項に基づき地積更正と分筆を併せて登記申請するときに添付する地積測量図を作成するときは、分筆にかかる地積測量図のみを作成するものとし、地積更正にかかる地積測量図は、これを準用するものとする。

(現地調査書作成)

第17条 現地調査書作成は、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第93条の申請に係る不動産の調査に関する報告としての現地調査書について、第13条の現地調査A及び会社が貸与する用地測量成果等に基づき作成するものとする。

2 受注者は、現地調査書の作成欄に現地調査を行った調査士の氏名を記載し職印を押印するものとする。

(申請書添付書類作成)

第18条 申請書添付書類作成は、資料審査及び文案作成により、文案を要する書類として第1号から第7号の書類又は文案を要しない書類として第8号の書類を作成するものとする。

- 一 地役権図面、地形図、成果図
- 二 証明書
- 三 承諾書
- 四 上申書、理由書、同意書
- 五 相続関係説明図
- 六 現地への案内図の作成
- 七 交付手続を要する書面
- 八 所有権証明書

第4章 申請手続業務

(登記申請手続)

第19条 土地の表示に関する登記の申請手続は、第15条から前条で作成した書類に加え、会社が貸与する用地測量成果等に基づき、申請書(副本を含む。)、法定添付図面(土地所在図、地積測量図及び地役権図面を除く。)及び共同担保目録等の作成、提出及び受領を包括して行うものとし、その申請内容により、次の各号に区分するものとする。なお、申請に伴う委任状については、会社が作成し交付するものとする。

- 一 表題登記
- 二 分筆
- 三 地積の変更、更正
- 四 合筆
- 五 地目の変更
- 六 滅失
- 七 表題部所有者の更正
- 八 表題部所有者の表示変更、更正

2 受注者は、前項の申請に伴い、不動産登記法第29条に基づく実地調査への立会の要請があったときは、すみやかにその要請に応じ、登記申請が円滑に進むよう努めなければならない。

3 第1項の登記申請手続のうち分筆の登記申請を行うにあたり、地積の変更、更正が必要となるときは、地積更正を伴う分筆として併せて申請するものとする。

(原本の複製)

第20条 原本の複製は、登記申請の際に原本還付を要する書類についての複製および原本と相違ない旨の証明として、資料審査、文案作成、点検整理及び点検認証により行うものとする。

第5章 その他業務

(謄本等の請求及び受領)

第21条 謄抄本交付申請及び受領は、会社の指示により、受注者において謄抄本、登記事項証明書、登記要約書又は印鑑証明書等の交付申請手続及び受領を行うものをいい、委任状作成を含むものとする。

様式第1号

貸与資料等引渡通知書

(元号) 年 月 日

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____ 殿

西日本高速道路株式会社

監督員 _____

下記のとおり貸与資料等を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を受領しました。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号

障害物伐除報告書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

下記の土地の現況調査のため障害物を伐除したので、報告します。

業 務 名			契約年月日	年	月
				日	
土地の所在	伐除等の内容	伐除等を行った日	数量	備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

第5編 不動産登記（権利に関する登記）業務標準仕様書

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が権利に関する登記に必要な調査、書類の作成及び登記申請の業務（以下「登記業務」という。）を司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項の登録を受けた司法書士又は同法第26条の司法書士法人へ委託する場合の登記業務の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって登記業務の適正な実施を確保するものとする。

2 登記業務の委託にあたり、登記業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、登記業務を発注する西日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは、登記業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第6条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、登記業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第23条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第7条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 七 「指示」とは、監督員が受注者に対し、登記業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 八 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、登記等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 九 「報告」とは、受注者が監督員に対し、登記業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た登記業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十一 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十二 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が登記業務の完了を確認

することをいう。

十三 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

十四 「関係者」とは、登記業務を実施するうえで関係する土地及び建物（以下「土地等」という。）の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、登記業務を実施する場合において、この仕様書、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他各種法令等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に実施しなければならない。

2 受注者は、会社から登記業務に関する指示があったときは、ただちにその指示に基づき、迅速に処理しなければならない。

（不適切な指示等の通報）

第3条の2 受注者は、業務履行中及び業務完了後において、会社社員（グループ会社を含む）及び管理員（業務責任者を含む）から不適切と思料される指示又は要求があった場合には、会社のウェブサイトに掲載されている方法により、西日本高速道路株式会社コンプライアンス通報・相談窓口に通報するものとする。なお、会社は受注者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

（不当要求行為の報告）

第3条の3 受注者は、業務の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合又はなされるおそれのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

（監督員）

第3条の4 監督員は、契約書第6条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（管理技術者）

第3条の5 管理技術者は、契約書第7条により受注者が会社に届け出た司法書士をいい、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第7条第2項に規定した事項であるが、契約書第7条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする

3 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受

注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 登記業務の基本的処理方法

(施行上の義務及び心得)

第4条 受注者は、登記業務の実施にあたり、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。
- 二 登記業務で知り得た関係者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 関係者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、すみやかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(作業計画の策定)

第5条 受注者は、登記業務を着手するにあたっては、この仕様書及び特記仕様書を基に登記業務に係る作業計画を策定しなければならない。

- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第6条 受注者は、登記業務の実施にあたっては、監督員から必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、登記業務の実施にあたり、この仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(貸与資料等)

第7条 受注者は、登記業務の実施にあたり必要な図面その他の資料を使用する場合は、会社から貸与又は交付を受けるものとする。

- 2 貸与資料等の品名は特記仕様書によるものとし、貸与資料等の引渡しは、貸与資料等引渡通知書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書(様式第2号)を監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、登記業務が完了したときは、すみやかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等返納書(様式第3号)を監督員に提出するものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第8条 受注者は、監督員から登記業務の進捗状況について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物)

第9条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 登記業務の種別及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及びページを付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
- 3 提出する成果物は、特記仕様書に定めるものとする。
- 4 受注者は、成果物の作成にあたり使用した調査表等の原簿を契約書第27条第3項に定める契約不適合責任の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(成果物の一部提出)

第9条の2 受注者は、登記の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 受注者は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができるものとする。
- なお、受注者は、当該報告を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

(完了検査)

第10条 受注者は、完了検査員が登記業務の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、完了検査のために必要な資料の提出その他の処理について、完了検査員の指示にすみやかに従うものとする。

(修補)

第10条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。
- 4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第10条の3 契約書第13条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第15条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第10条の4 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。

3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3章 登記業務

(登記申請手続)

第11条 権利に関する登記申請手続は、会社が貸与する登記事項証明書、登記原因証明情報、住民票及び固定資産税課税証明書等の登記に必要な書類に基づき、管轄法務局への事前相談、事前調査並びに登記申請書等の作成、提出及び受領並びに登記記載事項確認等を包括して行うものとし、次の各号に区分するものとする。なお、申請に伴う委任状については、会社が作成し交付するものとする。

- 一 所有権保存
- 二 相続
- 三 所有権移転
- 四 用益権、担保権の設定
- 五 用益権、担保権の移転又は処分
- 六 登記名義人の表示変更、更正
- 七 所有権の登記の抹消・変更等
- 八 所有権以外の登記の抹消・変更等

(書類の作成等)

第12条 書類の作成等は、次の各号により行うものとする。

- 一 文案を要する書類の作成は、民法（明治29年法律第89号）903条の特別受益証明書等の正本及びその写しの作成について、起案、作成、確認及び法務局への事前相談等により行うものをいう。
- 二 文案を要しない書類の作成は、共同担保目録等の作成について、作成、確認及び法務局への事前相談等により行うものをいう。
- 三 謄本等の請求及び受領は、会社の指示により、受注者において謄抄本、登記事項証

明書、登記要約書又は印鑑証明書等の交付申請手続及び受領を行うものをいう。

様式第1号

貸与資料等引渡通知書

(元号) 年 月 日

受注者
管理技術者
(現場作業責任者)

殿

西日本高速道路株式会社
監督員

下記のとおり貸与資料等を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

- 注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社
監督員

殿

受注者
管理技術者
(現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を受領しました。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社
監督員

殿

受注者
管理技術者
(現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

第6編 用地関係調査の発注に係る秘密保持に関する標準特記仕様書

(趣旨等)

第1条 この特記仕様書は、第1編から第3編に規定する用地関係調査業務を発注する場合の秘密情報及び個人情報の開示及び提供その他必要な事項を定め、もって個人情報はじめとする重要な情報資産の安全確保を徹底することを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「秘密情報」とは、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）及び受注者又は受託者（以下「受注者」という。）が所有する資料、データ、報告書等で、会社又は受注者により秘密である旨の表示がなされたものをいう。
- 二 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 三 「監督員」とは、用地関係調査標準仕様書第1編から第3編において規定する監督員をいう。
- 四 「管理技術者」とは、用地関係調査標準仕様書第1編から第3編において規定する管理技術者をいう。

2 「秘密情報」及び「個人情報」は、文書、図画、電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

(秘密情報及び個人情報の貸与)

第3条 受注者は、業務のために必要となる秘密情報及び個人情報の貸与を受けたときは、情報資産預り証（様式第1号）を監督員に対して提出するものとする。

(目的外利用の禁止)

第4条 受注者は、業務のために提供された秘密情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

(適切な管理)

第5条 受注者は、業務の遂行にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。

(資料の持ち出しの禁止)

第6条 会社又は受注者が管理する秘密情報及び個人情報は、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）、磁氣的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、監督員の許可を得た場合を除き、無断で持ち出してはならない。

2 前項の監督員の許可の申請は、情報資産持ち出し等許可申請書（様式第2号）により行うものとする。

3 許可を得て複製した文書、図画、電磁的記録等については、受注者にて定期的に棚卸

を行い、漏洩、滅失又は毀損等が生じていないことを確認するものとする。

(守秘義務)

第7条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示及び漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。

- 一 契約への違反によらずに公知であるか、又は入手後公知となった情報
- 二 相手方より受領する以前から受注者が知っていた情報
- 三 当該業務と無関係に、受注者が開発した情報
- 四 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- 五 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により受注者が開示を求められる情報

(履行期間終了後の取扱い)

第8条 受注者は、本件業務の履行期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載又は記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還し、返還が不可能又は困難な場合には、監督員の指示に従って、当該媒体を消去又は廃棄するとともに、情報資産返却・消去又は廃棄報告書（様式第3号）を監督員に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、第6条第3項の監督員の許可を得て複製した文書、図画、電磁的記録等の媒体についても適用する。
- 3 秘密保持に係る規定は、法令の定めがあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

(情報の漏洩及び侵害等の発生時における対応)

第9条 受注者は、秘密情報及び個人情報の漏洩、侵害等の事案が発生した場合には、直ちに会社に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、管理技術者から監督員に対して行うものとする。

(第三者への委託を行う場合の取扱い)

第10条 受注者が当該業務の一部を第三者に委託した場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、第3条から第9条までの受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。この場合、前条第2項の「管理技術者」を「受注者より委託を受けた第三者の代表者」に、「監督員」を「管理技術者を經由して監督員」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

様式第1号

情報資産預り証

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者（受託者）

_____ ○○○○株式会社
管理技術者 _____

○○○○株式会社は、西日本高速道路株式会社の情報資産を下記のとおり預かることとします。

なお、○○○○株式会社は、善良な管理者の注意義務をもって、当該データを下記の目的のためにのみ使用するものとし、また、当該目的のために必要な作業の終了後は、当該データを西日本高速道路株式会社に返却し、あるいは、消去又は廃棄いたします。

記

1. 目的 : _____
2. 対象情報資産 : _____
3. 預かり方法 : _____
4. 返却・消去又は廃棄方法 : _____
5. 返却・消去又は廃棄予定日 : _____年_____月_____日

以 上

様式第2号

情報資産持ち出し等許可申請書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者（受託者）

_____ ○○○○株式会社
管理技術者 _____

○○○○株式会社は、下記の西日本高速道路株式会社の情報資産を（複製・持ち出し）したく、許可申請いたします。

なお、○○○○株式会社は、善良な管理者の注意義務をもって、当該データを下記の目的のためにのみ使用するものとし、また、当該目的のために必要な作業の終了後は、当該データを西日本高速道路株式会社に返却し、あるいは、消去又は廃棄いたします。

記

1. 目的 : _____
2. 対象情報資産 : _____
3. 持ち出し（あるいは複製物の保管）先 : _____
4. 返却・消去又は廃棄方法 : _____
5. 返却・消去又は廃棄予定日 : _____年_____月_____日
6. 複製物の数 : _____

※6については複製する場合のみ記載すること

以 上

様式第3号

情報資産返却・消去又は廃棄報告書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

監督員 _____ 殿

受注者（受託者）

_____ ○○○○株式会社
管理技術者 _____

○○○○株式会社は、(元号) 年 月 日に西日本高速道路株式会社より預かりました情報資産を下記のとおり返却、あるいは、消去又は廃棄いたしました。

記

1. 返却・消去又は廃棄対象データ : _____
2. 返却・消去又は廃棄方法 : _____
3. 返却・消去又は廃棄予定日 : _____年_____月_____日

以 上

第7編 管理用図面作成業務標準仕様書

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が高速道路等の建設事業において取得等を行った用地に係る財産の整理及び管理を行うため、当該事業の中で付替等を行った道水路等の施設（以下「付替新施設」という。）と高速道路等との財産権及び管理権の範囲を明確に区分した管理用図面を作成する作業（以下「測量」という。）を発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものである。

2 当該業務の実施にあたり、この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(作業範囲)

第2条 この作業の範囲は、●●高速道路 市、町、村、大字 (S T A) から 市、町、村、大字 (S T A) まで(路線延長 キロメートル)とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、測量を発注する西日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは、測量の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、測量の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

- 十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た登記業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十三 「照査」とは、受注者が、測量の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が測量の完了を確認することをいう。
- 十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 十六 「関係者」とは、測量を実施するうえで関係する土地及び建物（以下「土地等」という。）の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 十七 「権利者」とは、測量区域及び測量区域の隣接地に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 十八 「調査」とは、測量区域の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 十九 「機構」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構をいう。

（基本的処理方針）

第4条 受注者は、測量の実施にあたっては、この仕様書のほか、第1条第2項に規定する特記仕様書、西日本高速道路株式会社調査等共通仕様書及び西日本高速道路株式会社測量作業規程（以下「測量作業規程」という。）に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

2 調査等共通仕様書のうち、電子納品及びマイクロフィルム等の作成の規定については適用しないものとする。

（不適切な指示等の通報）

第4条の2 受注者は、業務履行中及び業務完了後において、会社社員（グループ会社を含む）及び管理員（業務責任者を含む）から不適切と思料される指示又は要求があった場合には、会社のウェブサイトに掲載されている方法により、西日本高速道路株式会社コンプライアンス通報・相談窓口に通報するものとする。なお、会社は受注者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

(不当要求行為の報告)

第4条の3 受注者は、業務の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合又はなされるおそれのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

(測量従事者の資格)

第5条 測量は、測量士が担当し、補助者には測量法第48条に規定する測量士補を当てなければならない。

(監督員)

第5条の2 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等(以下「指示等」という。)の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(管理技術者)

第5条の3 管理技術者は、契約書第10条により受注者が会社に届け出た測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士(以下「測量士」という。)の資格を有する者とし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可。)でなければならない。

2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

3 管理技術者は、第3章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。なお、第17条に定める成果物については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。

4 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第5条の4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

2 照査技術者は、発注者が管理技術者と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。

- 3 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。
- 5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 作業の基本的処理要領

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、この作業の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を順守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きについては、迅速に処理しなければならない。
- 二 測量で知り得た関係者等の事情及び成果物の内容を、他に漏らしてはならない。
- 三 測量は、会社等の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
- 四 測量の実施に当たっては、関係者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 五 測量において生じた疑義及び問題点については、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(貸与資料等)

第7条 受注者は、測量の実施に当たり、必要に応じて会社から次の各号に掲げる資料の貸与を受けるものとする。

- 一 用地実測図
 - 二 基準点測量、路線測量及び用地幅杭設置測量の成果で西日本高速道路株式会社測量作業規程に定める全ての成果
 - 三 補助多角点成果表、用地幅杭点成果表、境界点成果表及び法定（外）道水路調書（用地測量の成果（当該データを格納したコンパクトディスク等を含む。））
 - 四 分筆後公図転写図(用地取得後のもの)
 - 五 土工しゅん功図又はそれに類する図面
 - 六 区域決定図（変更含む）
 - 七 土地を管理するための台帳
 - 八 面積計算に必要な資料（施設移管書、合筆登記済証等）
 - 九 その他必要な資料
- 2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものと

する。

- 3 貸与資料等の品名及び数量は以下のとおりとし、貸与資料等の引渡しは、貸与資料等引渡通知書（様式第1号）をもって、行うものとする。
- 4 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書（様式第2号）を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、この作業が完了したときは、速やかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等精算書（様式第3号）及び貸与資料等返納書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

（現地踏査）

第8条 受注者は、測量の着手に先立ち、測量区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地の概況を把握するとともに、基準点標、用地幅杭及び道路敷界鋸（杭）の設置状況を点検するものとする。

（作業計画の策定）

第9条 受注者は、測量を着手するに当たり、この仕様書、特記仕様書及び現地踏査の結果等を基に作業計画書（様式第5号）を策定し、監督員に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（監督員の指示等）

第10条 受注者は、測量の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、測量の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

（立入り及び立会）

第11条 受注者は、測量を実施するために権利者が所有又は占有する土地等に立入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡を取らなければならない。

- 2 土地等に立入る場合の土地等の権利者から同意は、原則として、会社が得るものとし、受注者はこれに協力するものとする。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとする。
- 3 受注者は、測量を行うため土地等に立入る場合には、権利者の立会いを得なければならない。
- 4 受注者は、権利者から前項に規定する立会いを得ることができない場合は、あらかじめ、土地立入承諾書（様式第6号）を権利者から徴取し、測量を実施するものとする。

（障害物の伐除）

第12条 受注者は、測量を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められると

き又は農作物を踏み荒す恐れがあるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 監督員からの指示に基づき、障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第7号）を監督員に提出するものとする。

（業務週報の作成）

- 第13条 受注者は、監督員の指示事項、作業内容等を記載した業務週報（様式第8号）を作成し、監督員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

- 第14条 受注者は、測量の実施に先立ち、測量に従事する者の身分証明書交付願（様式第9号）を会社に提出し、身分証明書（様式第10号）の交付を受けるものとする。
- 2 前項に規定する身分証明書は、業務に従事するとき、常に携帯しなければならない。
- 3 測量に従事する者は、権利者から身分証明書の提示の求めがあったときは、第1項に規定する身分証明書を提示しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定に基づき、会社から身分証明書の交付を受けたときは、速やかに身分証明書受領書（様式第11号）を作成し、会社に提出するものとする。
- 5 受注者は、測量が完了したときは、速やかに身分証明書返納書（様式第12号）とともに、身分証明書を会社に返納しなければならない。

（監督員への進捗状況の報告）

- 第15条 受注者は、監督員から測量の進捗状況について、報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定に基づき、進捗状況を監督員に報告する場合は、管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

- 第16条 受注者は、測量の実施期間中であっても、監督員が成果物の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができるものとする。
なお、受注者は、当該報告を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物）

- 第17条 受注者は、次の各号の規定に基づき、成果物を作成するものとする。
 - 一 作業の種別及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及びページを付す。
 - 四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。

- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示によるものとする。
- 3 提出する成果物は、別記1 成果物一覧表に掲げる成果物とする。
- 4 受注者は、会社が契約書第4 1条に定める契約不適合責任の期間内は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿（以下「原簿」という。）を、保管しなければならない。
- 5 受注者は、前項の規定に基づき保管する原簿について、監督員から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

（完了検査）

- 第18条 受注者は、検査員が完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、完了検査のために必要な資料について、速やかに検査員に提出するとともに、検査員が指示する事項について、速やかに従うものとする。

（修補）

- 第18条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
 - 3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。
 - 4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

（条件変更等）

- 第18条の3 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

（安全等の確保）

- 第18条の4 受注者は、屋外で行う測量の実施に際しては、測量関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う測量の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、測量の実施中の安全を確保しなければならない。
 - 3 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 4 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
 - 5 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を

厳守しなければならない。

- 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第18条の5 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
 - 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3章 管理用図面の作成

第1節 測量

(測量方法及び使用機械器具)

- 第19条 観測等に使用する機器、電算プログラム、製図機等(以下「機器等」という。)は、作業種別毎に測量作業規程に規定する機器等を使用するものとし、当該規程に定めのない機器等を使用する場合は、第9条に規定する作業計画書に、当該機器等を記載し、監督員に届け出を行い、確認を得るものとする。
- 2 測量は、第20条ないし第23条に規定する測量を除き、測量作業規程に規定に基づき実施するものとする。

(基準点測量)

- 第20条 受注者は、会社が設置した基準点(2級以上を想定、以下「既存基準点」という。)を基準とし、第22条及び第23条の測量を行うために必要な基準点(3級に準拠、以下「管理用基準点」という。)を、移管敷地を含む敷地内の安定的な箇所に、耐久性のある金属標等をもって、設置するものとする。
- 2 前項に規定する、受注者が設置する基準点については、原則として200メートルないし250メートル毎に設置するものとする。
- 3 受注者は、既存基準点の欠損等により管理用基準点の設置に支障があるときは、監督員と協議のうえ、必要に応じ、新たに基本となる基準点(2級基準点、以下「基本基準点」という。)を設置し、前2項に規定する作業を行うものとする。
- 4 受注者は、第22条及び第23条の測量を行うために必要があるときは、管理用基準点及び基本基準点等を基準とし、移管敷地を含む敷地内の安定的かつ容易に測量ができる箇所に、耐久性のある金属標等をもって、補助基準点(4級に準拠、以下「管理用補助基準点」という。)を、設置するものとする。
- 5 前項に規定する受注者が設置する補助基準点については、原則として50メートルないし100メートル毎に設置するものとする。
- 6 基本基準点測量は、測量作業規程に定める2級基準点測量とし、管理用基準点測量は同規程に定める3級基準点測量、管理用補助基準点測量は同規程に定める4級基準点測量に準じた測量とする。
- 7 前項に規定する、基準点の標識は、別添「基準点標識の例」によるものとする。
- 8 受注者は、本条により設置等を行った各基準点について、測量作業規程に定める成果品のほか、管理用基準点等位置図及び管理用基準点等座標成果表(様式第13号)を作成するものとする。

(補助多角測量)

- 第21条 受注者は、第22条及び第23条の測量を行うため、止むを得ず敷地外等に補助多角点を設置する必要がある場合は、監督員と協議のうえ、木杭等により、補助多角点を設置することができるものとする。
- 2 補助多角測量は、測量作業規程に定める4級基準点測量に準ずる測量とし、補助多角点座標成果表(様式第14号)を作成するものとする。

(用地幅杭点測量)

- 第22条 受注者は、管理用基準点等を基準とし、放射法により表3の方法で用地幅杭点について測量(点検測量)を実施し、用地幅杭点对比調書(様式第15号)を作成するものとし、用地幅杭線上に存する各筆界との交点についても併せて点検測量を実施するものとする。

表3 観測及び距離測定の方法

区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
----	-------	-------	------

TS	1対回	1対回	1.0セット
較差の許容範囲	—————	—————	5mm

(注) 1 水平角・鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の位置の観測を1対回とする。

2 距離測定は、TSの場合は1視準2測定を1セットする。

2 受注者は、測定値と会社が貸与する用地幅杭点成果表の成果とを照合し、較差が表4の許容範囲を超えているときは、用地幅杭点对比調書に誤謬（欠損を含む。）であることを明記するとともに、誤謬及び欠損等している箇所を杭打図に表示し、監督員に報告のうえ、監督員の指示に従い、用地幅杭の復元等を行うものとする（誤謬については位置誤差とし、杭打図に方向、距離を表示。）。

表4 用地幅杭点等の設計値と実測値の較差の許容範囲

区分	距離		摘 要
	20m未満	20m以上	
平地	10mm	S/2,000	Sは設計上の点間距離（両隣の点間距離がそれぞれの区分に該当する場合は20m未満を適用する）
山地	20mm	S/1,000	

（道路敷界点及び平面細部測量）

第23条 受注者は、会社が設置した付替新施設の敷地と高速道路の敷地との境界杭等（以下「道路敷界点」という。）について、管理用基準点等を基準として、第22条に定める方法で測量を実施し、道路敷界点座標成果表（様式第16号）を作成するものとする。

2 受注者は、前項に規定する道路敷界点のほか、次の各号に掲げる出来型の細部について、放射法により地物の角、主な折点等の観測を行うものとする。

- 一 用地幅（用地敷界）と道路本体構造の外縁線（盛土では法尻、切土では法肩等）との間のすべての出来型
- 二 横断構造物の出来型の外縁線
- 三 その他監督員が指示する地物等

3 前2項の測量は、原則として前条の用地幅杭点測量と同時に行うものとする。

（用地外施工等の報告）

第24条 受注者は、前2条の測量において、会社が施工した道路構造物が高速道路用地外に越境している箇所又は用地内であっても会社から貸与された工事平面図等と一致しない箇所等を発見したときは、その概略について、用地外施工等報告書（様式第17号）に取りまとめのうえ、監督員に報告するものとする。

第2節 面積計算

（交点計算）

第25条 受注者は、次条の面積計算に必要な道路敷界点と各筆界との交点について計算し、

交点計算書を作成するものとする。

(面積計算等)

第26条 受注者は、別記2「求積区分範囲表示内訳表」に基づいて、付替新施設及び在来施設の敷地等の範囲を1筆毎に座標法をもって面積計算を行い、面積計算書を作成するものとする。この場合、原則として対象地の残地部分についても面積計算を行うものとし、数量精算にあたっては、付替新施設の面積によるものとする。

2 面積計算の端数処理については、次のとおりとする。

- 一 長さ 1メートルの1,000分の1(1,000分の1未満の端数切り捨て)の位まで求める。
- 二 面積 1平方メートルの100万分の1(100万分の1未満端数切り捨て)の位まで求める。

3 受注者は、付替新施設及び在来施設の敷地等の分筆登記の申請に添付する地積測量図を作成するために必要となる座標及び土地区画情報の電子データ(SIMAフォーマット)を作成するものとする。

第3節 管理用図面の作成

(管理用図面の作成)

第27条 受注者は、会社から貸与を受けた資料及び測量の成果に基づき、本条及び管理用図面電子データ作成に関する特記仕様書に定める「CADデータ構築表」及び「様式の例」に従い、次の各号に掲げる情報を階層構造で格納した管理用図面を、電子データをもって作成するものとする。この場合、会社が実施する工事又は財産整理事務の進捗により、一部未提供となる情報がある場合は、監督員の指示を受けるものとする。

- 一 市町村名
- 二 大字名、字名
- 三 地番
- 四 分筆後の新たな予定地番
- 五 市町村界線
- 六 大字界線、字界線
- 七 地番界線
- 八 用地幅線(用地敷界線)
- 九 非買収の在来施設の敷界線
- 十 基準点及び当該点の番号
- 十一 用地幅杭点及び当該点の番号
- 十二 道路敷界点及び当該点の番号
- 十三 境界点及び当該点の番号
- 十四 中心点及び当該点の番号

- 十五 キロポスト
 - 十六 方位
 - 十七 基準点、用地幅杭点及び道路敷界点の座標成果表
 - 十八 用地幅杭点間距離
 - 十九 付替新施設の敷地等における境界点（用地幅杭点、道路敷界点及び交点を含む。）間の距離（以下「境界辺長」という。）
 - 二十 面積計算を行った地番の面積
 - 二十一 土地の権原が区分地上権等の場合、その旨の表示
 - 二十二 道路本体構造（中央分離帯、車道、路肩、法面、側溝、トンネル、橋台及び橋脚等の出来型）
 - 二十三 横断構造物の施設別外縁線
 - 二十四 附帯施設（料金所、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ及び非常駐車帯を含む。）
 - 二十五 その他測量で得た出来型
 - 二十六 防護柵、遮音壁、流水方向
 - 二十七 高架、橋梁、トンネルの名称及び延長
 - 二十八 交差、接続又は重複する道路の種類、路線名、幅員及び管理者
 - 二十九 交差又は重複する河川、鉄道の種類、名称及び管理者
 - 三十 非常電話、情報板、諸施設の位置及び名称
 - 三十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の名称
 - 三十二 その他必要な情報
- 2 境界辺長は、メートル単位で1メートルの1,000分の1未満の端数を切り捨てて表示し、面積は平方メートルの単位で1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てて表示するものとする。
- 3 図面データは、次条に定める縮尺によりB1サイズの図枠（JIS、長辺を横を基本とする）に収まる範囲を1ファイルとして作成し、ファイル毎に下記の例に従いファイル名を設定するものとする。
- 例) 12345（5桁市町村コード）〇〇市〇〇KP～〇〇KP
- 4 面積等の表示が細かく、図面の判読が困難と判断される場合は、事前に監督員と協議し、拡大表示等するものとする。
- 5 図面の電子データのフォーマットは、原則としてSXF（P21）にて作成するものとする。

（図面の出力等）

- 第28条 受注者は、管理用図面の電子データを用いて、「CADデータ構築表」に定める2種類の区分（A・B）に従い、各別に図面を出力して、製本するものとする。
- 2 前項に規定する図面の縮尺は、〇〇〇分の1とする。

第4節 土地調書の作成

(土地調書の作成)

第29条 受注者は、市町村別、在来施設・新施設別、施設別（道路、水路）管理者毎に土地調書（様式第18号）を作成するものとする。

2 付替新施設の敷地等に係る土地調書表題部の（ ）内の記載は、次のとおりとする。

- 一 ○○市が会社(又は機構)から交換により受ける現道路
- 二 ○○市が会社(又は機構)へ交換により渡す旧道路
- 三 ○○市が会社(又は機構)から寄付を受ける現道路
- 四 国が会社(又は機構)に無償で貸付する旧道路

3 土地調書の記載事項は次のとおりとする。

- 一 「地番」欄は地番の附されている筆にあっては、地番を記入し、地番の附されていない筆にあっては、隣接する土地の地番に「地先」と記入する。
- 二 「備考」欄は、沿革及びその他参考となる事項を記入する。

第4章 請負金額の変更

(請負金額の変更)

第30条 請負金額の変更は、契約した数量に増減が生じた場合に行うものとし、その金額は増減が生じた数量に契約書第3条に定める内訳明細書の単価を乗じて得た金額とする。ただし、交通費、宿泊費、日当及び諸経費の増減額の算定は、会社が定める方法をもって、行うものとする。

別記 1

成 果 物 一 覧 表

1 成果物一覧表は下表のとおりとし、管理技術者が十分に点検を行なうものとし、電子データの成果物については、納品前に最新のセキュリティーソフトでウィルスチェックなどを行いデータの安全性を確保しなければならない。

なお、観測手簿又は電子野帳の測量記録は、実際に使用した原簿又は記録とし、書き直し、浄書又は打ち直し等をしてはならない。

特に観測手簿又は電子野帳等の文字の訂正は、旧文字が判読できるよう抹消し、その脇に正しい文字を記入することとし、インク消し又は小刀等を用いて旧文字を抹消してはならない。

成 果 物 名	数量	様式 番号	標 準 規 格 等
作業計画書	1 部	第 5 号	日本産業規格 A 4 番
業務週報	1 部	第 8 号	日本産業規格 A 4 番
観測手簿又は電子野帳の測量記録	一式	—	受注者にて定める
西日本高速道路株式会社測量作業規程に定めるに定める基準点測量の成果品一式 ※管理用基準点、管理用補助基準点、補助多角点の各測量については上記に準ずる	一式	—	基本基準点については、測量成果検定書を添付する
管理用基準点等位置図	1 部	—	平面図に基準点網図及び中心点・同番号を合成したもの
管理用基準点等座標成果表	1 部	第 13 号	日本産業規格 A 4 番
補助多角点座標成果表	1 部	第 14 号	日本産業規格 A 4 番
用地幅杭点对比調書	1 部	第 15 号	日本産業規格 A 4 番
杭打図	1 部	—	用地幅杭等の欠損等の状況を表示したもの
道路敷界点座標成果表	1 部	第 16 号	日本産業規格 A 4 番
交点計算書	1 部	—	受注者にて定める。
面積計算書	1 部	—	受注者にて定める。
用地外施工等報告書	1 部	第 17 号	日本産業規格 A 4 番
座標及び土地区画情報の電子データ	1 式	—	S I M A フォーマットによる
管理用図面電子データ	1 式	—	C A D データ構築表による
管理用図面の出力図面 (区分 A 又は B)	各 1 部	—	日本産業規格 B 1 番 (図枠) 出力区分は C A D データ構築表による
土地調書	1 部	第 18 号	日本産業規格 A 4 番
その他参考図面等	1 部	—	受注者にて定める

2 前項に掲げる成果物の整理、編集は、管理用図面作成業務標準仕様書第17条（契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称は共通記載事項）の規定の他、次によるものとする。

一 管理用図面電子データ、座標及び土地区画情報データ（S I M Aフォーマット）、次項により作成したその他の成果物のデータは、それぞれコンパクトディスク等（一度しか書き込みできないものに限る。以下同様）に格納し、本体又はケースに道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。

二 管理用図面の出力図面は、道路名、区間名、品名（A・Bの区分）、縮尺、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字等の必要事項を表示した表紙を、添付するものとする。

三 調書及び成果表等の出力したものは、それぞれ堅固なファイルに整理し、ファイルタイトルには道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。

3 受注者は、管理用図面関係及び座標及び土地区画情報データ以外の成果品のうち、様式第13ないし18号の調書及び成果表等については、マイクロソフト社製Microsoft Excelにより作成するものとし、それ以外の成果品は、監督員の確認を受け作成し、当該データを格納したコンパクトディスク等についても、併せて成果物として納品するものとする。

【参考】成果物の納品種別

区分	電子データ (CD等)	出力したもの (紙)
管理用図面関係	S X F (P 2 1)	A・B 各1部
座標及び土地区画情報データ	S I M A	—
様式第13～18号の調書及び成果表等	E x c e l	各1部
上記以外の成果物 ・ 作業計画書 ・ 業務週報 ・ 観測手簿類 ・ 基準点成果類 ・ 管理用基準点等位置図、杭打図 ・ 交点計算書、面積計算書 ・ その他参考図面等	ファイル形式は監督員 に確認（P D F等）	各1部

求積区分範囲表示内訳表

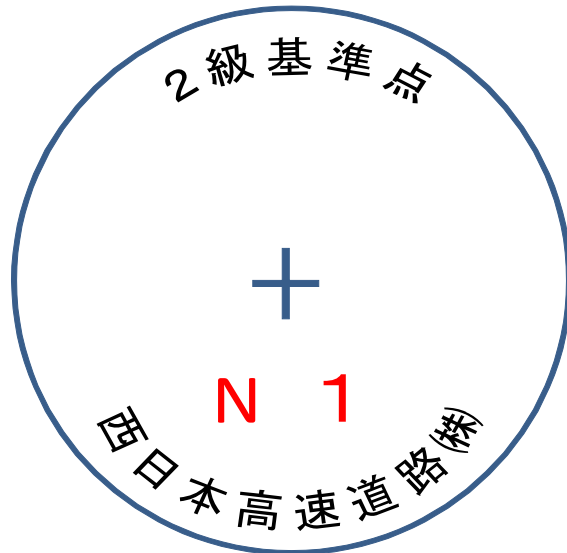
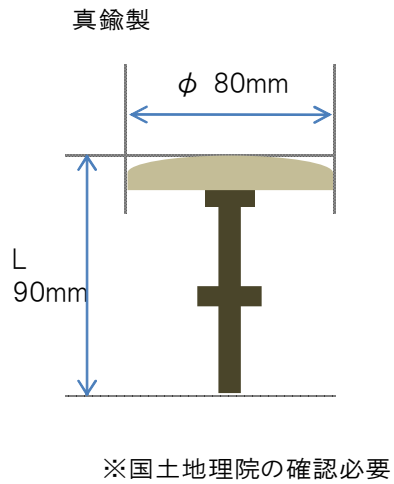
区 分 事 項	求積し、求積計算表に記載する範囲		摘 要
	求積施設敷名	表示色名	
施設別道路区域内在来施設敷	在来法定道路敷	橙 色	<p>1) 道路の側溝として取り扱われる水路敷きは、法定道路及び法定外道路に含む。</p> <p>2) 法定道路と法定河川が重複する場合には、その新施設敷は河川敷とする。</p> <p>3) 道路に沿って設置した水路で、当該水路が在来水路の付替物として取り扱われる場合及び当該水路の構造上特に区別しなければならない場合を除いて、当該水路の移管先が隣接道路と同一であれば隣接道路敷に含めて求積する。</p>
	在来法定外道路敷	茶 色	
	在来法定河川敷	緑 色	
	在来法定外水路敷	黄 緑 色	
	その他在来施設	黄 色	
施設別道路区域内新施設敷	法定道路新施設敷	赤 色	
	法定外道路新施設敷	桃 色	
	法定河川新施設敷	藍 色	
	法定外水路新施設敷	水 色	
	その他の新施設敷	紫 色	
施設別区域外新施設敷	同上（各新施設敷）	同上（各色）	
区域外会社管理用地	会社所有地	紫 色	

※表示色の詳細の指定については、管理用図面電子データ作成に関する特記仕様書に定める「CADデータ構築表」参照

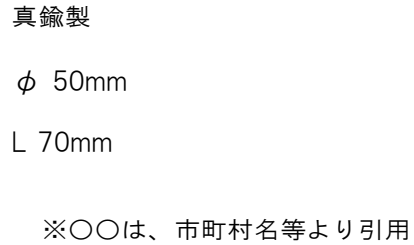
別添

基準点標識の例

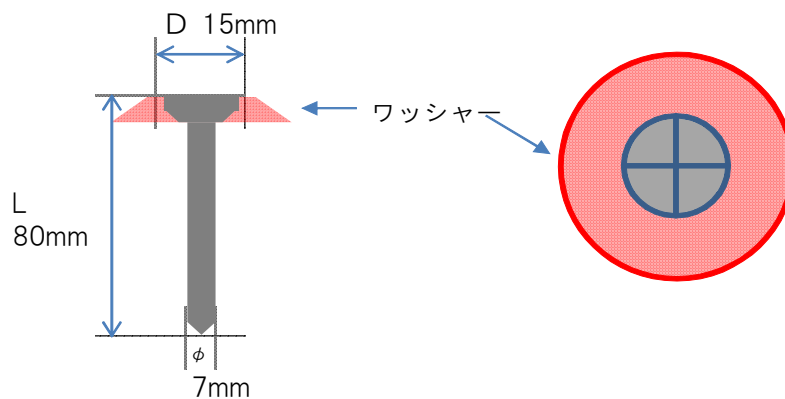
1. 基本基準点



2. 管理用基準点



3. 管理用補助基準点



様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

次のとおり貸与資料等を受領しました。

調査等名			契約年月 日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

貸与資料等精算書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

次のとおり貸与資料等を精算します。

調査等名			契約年月日	年	月	日
品名	規格	単位	数量			備考
			引渡し数量	使用数量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料を返納します。

調査等名			契約年月 日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第5号

作業計画書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

住所

会社名

代表者 _____

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に係る計画書を、次のとおり提出します。

調査等概要	
工程表	別紙のとおり
業務体制等	
使用測量機器等 (検定年月日及び検定番号)	(検定番号第 号 (元号) 年 月 日)
連絡体制 (緊急時を含む)	
特記事項	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 工程表は、受注者にて定める。

様式第6号

土地立入承諾書

権利者

住 所

氏 名 _____ (印)

西日本高速道路株式会社（支社等）が発注し、（受注者会社名）が行う測量等を実施するために、次に掲げる土地に立入ることを承諾します。

（元号） 年 月 日

●●県●●市

大字	字	地番	備考

受注者

住 所

会社名

様式第7号

障害物伐除等報告書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行のため、(元号) 年 月

日に下記の障害物を伐除したので報告します。

記

字	地番	地目	物件の 種 類	形状寸法（種 類、樹齡、胸高 直径等）	数 量	地 内	
						物件所有者	
						住 所	氏 名

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

業 務 週 報

業 務 の 名 称			
履 行 期 間	自 (元号) 年 月 日		
	至 (元号) 年 月 日		
監督員		管理技術者	
調 査 等 年 月 日	業 務 及 び そ の 内 容 等		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
特記事項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第9号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

所 長 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者) _____

身分証明書交付願

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者が現場作業に従事しますので、身分証明書を交付いただきますよう、お願いします。

記

氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第10号

(表)

<p>測量法（昭和24年法律第188号）抜粋</p> <p>第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>(元号) 年 月 日発行</p> <p>西日本高速道路株式会社（支社等）</p> <p>(支社等) 長 Ⓜ</p>
--	---

(裏)

<p>住 所 氏 名 生 年 月 日</p> <p>所 属 機 関 名 所属機関所在地</p> <p>上記の者は、測量法第15条第1項の規定により、測量計画機関の長の（命令）（委任）に基づいて土地に立入ることができる者であることを証する。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">有効期間</td> <td style="width: 15%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 15%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 15%;">自年月日 至年月日</td> </tr> <tr> <td>作業地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業の 名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行機 関の印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	作業地域				作業の 名 称				発行機 関の印			
有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日														
作業地域																	
作業の 名 称																	
発行機 関の印																	

注1 用紙の規格は、日本産業規格B8番とする。

2 土地収用法に基づく測量の場合は、同法に定める身分を示す証票の様式によること。

様式第11号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

所 長 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者) _____

身分証明書受領書

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者に対する測量法（土地収用法）に基づく身分証明書を、受領しました。

記

氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第12号

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

所 長 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者) _____

身分証明書返納書

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、(元号) 年 月 日付で交付を受けた下記の者に対する測量法（土地収用法）に基づく身分証明書を、別添のとおり返納します。

記

氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第13号(ワ)

管理用基準点等座標成果表

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第14号(ワ)

補助多角点座標成果表

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第15号(ワ)

用地幅杭点対比調書(交点含む)

設計値			実測値			誤差		交点	備考	復元状況
測点A	X	Y	測点B	X	Y	方向角	距離			
								○	欠損	復元

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

※交点の場合は、交点欄に○印を入れる。

※誤謬杭又は欠損杭があるときは、備考欄に誤謬又は欠損と記入する。

※追加例

様式第16号(ワ)

道路敷界点座標成果表(交点含む)

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	交点	備考
						○	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

※交点の場合は、交点欄に○印を入れる。

様式第17号(ワ)

用地外施工等報告書

整理番号	中心点番号	上下線の別	構造物種別	内容等	備考
1	123+20	上	付替水路	10cm程度、用地外に越境	参考図1
2					
3					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

※これにより難い場合は監督員の指示を受けるものとする。

様式第18号(ワ)

土地調書

(都道府県) ●●県
(市町村名) ○○市

図面番号	大字	字	地番	地目		地積(m ²)		備考
				公簿	現況	公簿	実測	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

管理用図面修正業務標準特記仕様書（案）

第1章 総則

（趣旨等）

第1条 この仕様書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、高速道路等の財産の整理及び管理を行うことを目的として作成した管理用図面の電子データについて、そのデータを最新のデータに修正する作業（以下「測量」という。）を発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

（作業範囲）

第2条 この作業の範囲は、●●高速道路 市、町、村、大字 （S T A ）から 市、町、村、大字 （S T A ）まで（路線延長キロメートル）とする。

（用語の定義）

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、測量を発注する西日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは、測量の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、測量の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量の遂行上必要な事項に

ついて、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

十三 「照査」とは、受注者が、測量の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が測量の完了を確認することをいう。

十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

十六 「関係者」とは、測量を実施するうえで関係する土地及び建物（以下「土地等」という。）の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

十七 「権利者」とは、測量区域及び測量区域の隣接地に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

十八 「調査」とは、測量区域の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

十九 「機構」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構をいう。

（従事者の資格）

第4条 測量に従事する者は、CADデータの修正等の取扱いに、精通した者としなければならない。

（監督員）

第4条の2 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（管理技術者）

第4条の3 管理技術者は、契約書第10条により受注者が会社に届け出た測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士（以下「測量士」という。）の資格を有する者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第7条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

- 3 管理技術者は、第3章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。なお、第17条に定める成果物については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。
- 4 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

- 第4条の4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
- 2 照査技術者は、発注者が管理技術者と同等の知識及び能力を有する者と認められた者でなければならない。
 - 3 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - 4 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。
 - 5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 作業の基本的処理要領

（施行上の義務及び心得）

- 第5条 受注者は、測量の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を順守しなければならない。
- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
 - 二 測量で知り得た関係者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
 - 三 測量は会社等の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
 - 四 測量の実施に当たっては、関係者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
 - 五 測量において生じた疑義及び問題点については、速やかに監督員に報告し、指示を

受けなければならない。

(貸与資料等)

第6条 受注者は、測量の実施に当たっては、必要に応じて会社から次の各号に掲げる資料及び電子データの貸与を受けるものとする。

一 管理用図面 成果一式

二 工事完成図

三 その他必要な資料

2 貸与資料等の品名及び数量は以下のとおりとし、貸与資料等の引渡しは貸与資料等引渡通知書(様式第1号)をもって行うものとする。

3 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書(様式第2号)を監督員に提出するものとする。

4 受注者は、この作業が完了したときは、速やかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等精算書(様式第3号)及び貸与資料等返納書(様式第4号)を監督員に提出するものとする。

(監督員の指示等)

第7条 受注者は、測量の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、測量の実施に当たり本仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(業務週報の作成)

第8条 受注者は、監督員の指示事項、作業内容等を記載した業務週報(様式第5号)を作成し、監督員に提出するものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第9条 受注者は、監督員から測量の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち会わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第10条 受注者は、測量の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果物について監督員が審査を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

(成果物)

第11条 成果物は、別記1 成果物一覧表のとおりとする。

2 表紙等には、既存の成果に係る契約件名、受注者等に関する記載と併記し、この作業の契約件名、年度(又は履行期限の年月)、会社及び受注者の名称を記載する。

3 本仕様書に様式の定めがないものについては、監督員の指示によるものとする。

4 受注者は、契約書第41条に規定する契約不適合責任期間内は、成果物の作成に当たり

使用した調査表等の原簿を保管しなければならない。

- 5 受注者は、前項の規定に基づき保管する原簿について、監督員から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(完了検査)

第12条 受注者は、検査員が測定の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、完了検査のために必要な資料の提出その他の処理について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

第12条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。
- 4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第12条の3 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

(安全等の確保)

第12条の4 受注者は、屋外で行う測定の実施に際しては、測定関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う測定の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、測定の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う測定の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う測定の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う測定の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第12条の5 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
 - 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3章 管理用図面の修正

(管理用図面電子データの修正等)

第13条 受注者は、会社から貸与を受けた管理用図面の電子データについて、下表に掲げる情報を合成又は既存データと変換、その他軽微な修正を行い、最新データに修正するものとする。

修正する情報	方法	備考
キロポスト	合成	
道路本体構造（中央分離帯、車道、路肩、法面、側溝、トンネル、橋台、橋脚等の出来型）	レイヤ「〇〇」と変換	工事平面図 →完成図
附帯施設（料金所、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ、非常駐車帯も含む。）	レイヤ「〇〇」と変換	工事平面図 →完成図
※具体的に記載する		

2 電子データの構築方法等については、管理用図面電子データ作成に関する特記仕様書に定める「CADデータ構築表」に準ずるものとする。

3 受注者は、監督員から指示がない限り、既存データのフォーマット、縮尺等を変更してはならないものとする。

4 第1項に規定する作業により、線等の表示が重複する等、図面の判読が困難と判断される場合は、事前に監督員と協議し、表示方法の指示を受けるものとする。

(図面の出力等)

第14条 受注者は、修正後の管理用図面の電子データをもって「CADデータ構築表」に定める2種類の区分(A・B)に従い、各別に図面をカラーで出力して、製本するものとする。

成 果 物 一 覧 表

- 1 成果物一覧表は下表のとおりとし、管理技術者が十分に点検を行なうものとし、電子データの成果物については、納品前に最新のセキュリティーソフトでウィルスチェックなどを行いデータの安全性を確保しなければならない。

成 果 物 名	数 量	様 式 番 号	標 準 規 格 等
業務週報	1 部		日本産業規格 A 4 番
管理用図面電子データ（修正後）	1 部	—	CAD データ構築表による
管理用図面（修正後）の出力図面 （区分 A 又は B）	各 1 部	—	日本産業規格 B 1 番（図枠） 出力区分は CAD データ構築表 による

- 2 前項に掲げる成果物の整理・編集は、管理用図面電子データ修正等標準特記仕様書第 1 1 条の規定によるほか、次によるものとする。
- 一 管理用図面電子データ（修正後）は、コンパクトディスク等（一度しか書き込みできないものに限る。以下同様）に格納し、本体又はケースに、道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。
 - 二 管理用図面（修正後）の出力図面は、道路名、区間名、品名（A・Bの区分）、縮尺、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を表示した表紙を添付するものとする。
 - 三 前二号以外の成果物については、ファイルに整理しファイルタイトルには道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。
 - 四 前項に規定する成果物については、当該データを格納したコンパクトディスク等についても、併せて成果物として納品するものとする。

貸与資料等引渡通知書

(元号) 年 月 日

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____ 殿

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____

次のとおり貸与資料等を引渡します。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

下記のとおり貸与資料等を受領しました。

調査等名			契約年月 日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

貸与資料等精算書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

次のとおり貸与資料等を精算します。

調査等名			契約年月日	年	月	日
品名	規格	単位	数量			備考
			引渡し数量	使用数量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

西日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____

次のとおり貸与資料を返納します。

調査等名			契約年月 日	年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第5号

業 務 週 報

業 務 の 名 称			
履 行 期 間	自 (元号) 年 月 日		
	至 (元号) 年 月 日		
監督員		管理技術者	
調 査 等 年 月 日	業 務 及 び そ の 内 容 等		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
(元号)年 月 日()	指 示 事 項 :		
	作 業 内 容 等 :		
	調 査 等 の 箇 所		
特記事項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

追加業務に係る特記仕様書（案）

この特記仕様書は、管理用図面作成業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）第3章第1節に定める測量の作業に併せて実施する作業項目の細部の事項について定めるものである。

（交点設置測量）

- 第●条 受注者は、移管敷地について、標準仕様書第22条に基づき点検した用地幅杭線と各筆界との交点（既知点のうち誤謬、欠損に該当するもの）及び同仕様書第25条に基づき計算を行った道路敷界線と各筆界との交点（新点）を、木杭、プラスチック杭又は鉋等により、復元又は設置するものとする。
- 2 受注者は、前項の作業を実施するにあたっては、事前に監督員と作業手順、境界標識の種類等について協議のうえ、その指示を受けなければならない。

成果物

- ・交点設置範囲表示図

（用地幅杭の復元）

※材料費に「杭の調達」を含む（プラスチック杭（高速道路）9cm×9cm×90cm）。

- 第●条 受注者は、標準仕様書第22条に基づき点検した用地幅杭（既知点のうち欠損に該当するもの）について、プラスチック杭等をもって復元等を行い、作業結果について用地幅杭復元箇所表示図（原則として、標準仕様書第22条の規定に基づき作成する杭打図と兼ねる。）及び用地幅杭復元箇所一覧表を作成するものとする。
- 2 前条において復元等する用地幅杭については、受注者においてプラスチック杭等を調達するものとする。
- 3 受注者は、前項の作業を実施するにあたって、事前に監督員と作業手順、境界標識の種類等について協議のうえ、その指示を受けなければならない。

成果物

- ・用地幅杭復元箇所表示図（原則として、杭打図と兼ねる。）
- ・用地幅杭復元箇所一覧表（Excelをもって作成（標準仕様書様式第14号に欄を追加し、復元箇所を表示。））

（用地幅杭の復元）

※材料費に「杭の調達」を含まない。

- 第●条 受注者は、標準仕様書第22条に基づき点検した用地幅杭（既知点のうち誤謬、欠損に該当するもの）について、プラスチック杭等をもって復元等を行い、作業結果について用地幅杭復元箇所表示図（原則として、標準仕様書第22条に基づき作成する杭打図と兼ねる。）及び用地幅杭復元箇所一覧表を作成するものとする。
- 2 前条において復元等する用地幅杭について、誤謬の場合は従前の杭を再使用し、欠損の

場合については、会社が提供するプラスチック杭等を使用するものとする。

- 3 受注者は、前項の作業を実施するにあたって、事前に監督員と作業手順、境界標識の種類等について協議のうえ、その指示を受けなければならない。

成果物

- ・用地幅杭復元箇所表示図（原則として、杭打図と兼ねる。）
- ・用地幅杭復元箇所一覧表（Excelにより作成（標準仕様書様式第14号に欄を追加し、復元箇所を表示。））

管理用図面電子データ作成に関する特記仕様書（案）

- 第1条 この特記仕様書は、管理用図面作成標準仕様書第27条に基づき、管理用図面の電子データを作成するために必要となる細部の事項について定めるものである。
- 第2条 受注者は、別添1「CADデータ構築表」（以下「データ構築表」という。）に定めるレイヤ毎に格納情報を整理し、電子データを作成するものとする。なお、各レイヤ名の頭には必ずデータ構築表に指定の番号を使用するものとする。（チ）
- 2 レイヤ3、8、10の「座標一覧表」については、別添2の様式の例によるものとする。
 - 3 レイヤ14の「求積表」については、別添3の様式の例によるものとする。
 - 4 レイヤ1のうち「図面タイトル」及び「着色凡例」については、別添4の様式の例によるものとする。
 - 5 図面の全体的なレイアウトについては、別添5の図面レイアウト標準例のとおりとする。
- 第3条 受注者は、この仕様書に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、監督員と協議し、その指示を受けるものとする。（チ）

別添1

CADデータ構築表(案)									
レイヤ No	AB別 表示情報	レイヤ名	格納情報	表示色 RGBコード	文字サイズ	線種	線幅	マーク	マーク サイズ
1	AB	01AB図枠・タイトル・凡例	<ul style="list-style-type: none"> 方位 図枠(座標値を含む) 着色凡例(凡例の着色は、施設区分に従い該当するレイヤNo18~28へ格納する。) 拡大図の図枠、符号及び縮尺文字 図面位置関係図 図面タイトル(「管理用図面A」の文字はレイヤNo10へ、「管理用図面B」の文字はレイヤNo14へ) 	黒 0,0,0	座線 1.8mm 適宜 3.5mm 3.5mm 適宜	適宜 continuous continuous continuous continuous	適宜 外枠0.35mm 内枠1.40mm 0.25mm 当該図0.50mm 上記以外0.13mm 外枠0.50mm 仕切り0.13mm	— — — — —	— — — — —
2	AB	02AB所在・字界	<ul style="list-style-type: none"> 市町村名 大字名、字名 市町村界線 大字界線 字界線 	黒 0,0,0	7.0mm 5.0mm — — —	— — long dashed double-dotted long dashed dotLed dashed	— — 0.50mm 0.50mm 0.50mm	— — — — —	— — — — —
3	AB	03AB基準点	<ul style="list-style-type: none"> 基準点及び当該点の番号(点名)2級基準点 基準点及び当該点の番号(点名)管理用基準点 基準点及び当該点の番号(点名)管理用補助基準点 基準点座標一覧表(指定様式による。) 	黒 0,0,0	3.5mm 3.5mm 3.5mm 2.5mm continuous	— — — — continuous	0.25mm 0.25mm 0.25mm 0.13mm	▲ △ □	3.0mm 3.0mm 3.0mm
4	AB	04AB中心点・キロポスト	<ul style="list-style-type: none"> 中心点及び当該点の番号(点名) キロポスト 	赤 255,0,0	2.5mm 2.5mm	— —	0.25mm	◎ ●	3.0mm 2.0mm
5	AB	05AB道路区域	<ul style="list-style-type: none"> 道路区域線 	青 0,0,255	— continuous	— continuous	0.25mm	— —	— —
6	AB	06AB用地幅杭	<ul style="list-style-type: none"> 用地幅杭線(用地敷界線) 用地幅杭点及び当該点の番号(点名) 	赤 255,0,0	— 1.8mm	— continuous	0.25mm 0.25mm	— ○	— 2.0mm
7	A	07A用地幅杭点座標一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 用地幅杭点座標一覧表 	赤 255,0,0	1.8mm	—	—	—	—
8	A	08A用地幅杭点座標一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 用地幅杭点の座標一覧表(指定様式による。) 	黒 0,0,0	2.5mm	continuous	0.13mm	—	—
9	A	09A道路敷界点	<ul style="list-style-type: none"> 道路敷界点及び当該点の番号(点名DL、DR) 道路敷界点間距離 	青 0,0,255	1.8mm	—	0.25mm	○	1.5mm
10	A	10A道路敷界点座標一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 道路敷界点の座標一覧表(指定様式による。) 	黒 0,0,0	2.5mm	continuous	0.13mm	—	—
11	AB	11AB土地区画情報	<ul style="list-style-type: none"> 地番 分筆後の新たな地番 地番界線 非買収の在来施設の敷界線 区分地上権等の表示 	黒 0,0,0	2.5mm 2.5mm — 3.5mm	— — continuous continuous	— — 0.13mm 0.13mm	— — — —	— — — —
12	B	12B境界点・境界辺長	<ul style="list-style-type: none"> 境界点(用地幅杭点を除くすべて)及び当該点の番号(点名) 境界辺長(用地幅杭点、道路敷界点、交点を含む。) 	黒 0,0,0	1.8mm 1.8mm	— —	0.13mm	○	1.0mm
13	B	13B区画面積	<ul style="list-style-type: none"> 求積地番の面積、符号 	黒 0,0,0	2.5mm	—	—	—	—
14	B	14B求積表	<ul style="list-style-type: none"> 求積表(指定様式による。) 	黒 0,0,0	2.5mm	continuous	0.13mm	—	—
15	A	15A道路本体構造平面図	<ul style="list-style-type: none"> 道路本体構造(中央分離帯、車道、路肩、法面、側溝、トンネル、橋台、橋脚等の出来型) 附帯施設(料金所、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ、非当番車道を含む。) 	暗灰 128,128,128	適宜 適宜	適宜 適宜	適宜 適宜	— —	— —
16	A	16A道路本体施設情報	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵、遮音壁、流水方向 高架、橋梁、トンネルの名称及び延長 非常帯柵、情報板、踏切線の位置及び名称 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の名称 	暗灰 128,128,128	3.5mm 3.5mm 3.5mm	適宜 適宜 適宜	適宜 適宜 適宜	— — —	— — —
17	A	17A平面縮部測出出来型	<ul style="list-style-type: none"> 橋脚構造物の施設別外縁線 その他測部で得た出来型 	暗灰 128,128,128	適宜 適宜	dashed dashed	適宜 適宜	— —	— —
18	AB	18AB交差施設情報	<ul style="list-style-type: none"> 交差、環状又は重複する道路の種類、路線名、幅員及び管理者 交差又は重複する河川、鉄道の種類、名称及び管理者 	黒 0,0,0	適宜 適宜	適宜 適宜	適宜 適宜	— —	— —
19	AB	19AB在来法定道路敷(緑)	<ul style="list-style-type: none"> 在来法定道路敷(緑着色) 	緑 255,128,0	—	—	—	—	—
20	AB	20AB在来法定外道路敷(茶)	<ul style="list-style-type: none"> 在来法定外道路敷(茶着色) 	茶 192,128,64	—	—	—	—	—
21	AB	21AB在来法定河川敷(緑)	<ul style="list-style-type: none"> 在来法定河川敷(緑着色) 	緑 0,255,0	—	—	—	—	—
22	AB	22AB在来法定外水路敷(薄緑)	<ul style="list-style-type: none"> 在来法定外水路敷(薄緑着色) 	薄緑 128,192,128	—	—	—	—	—
23	AB	23ABその他在来施設敷(黄)	<ul style="list-style-type: none"> その他在来施設敷(黄着色) 	黄 255,255,0	—	—	—	—	—
24	AB	24AB法定道路新設敷(赤)	<ul style="list-style-type: none"> 法定道路新設敷(赤着色) 	赤 255,0,0	—	—	—	—	—
25	AB	25AB法定外道路新設敷(桃)	<ul style="list-style-type: none"> 法定外道路新設敷(マゼンダ着色) 	マゼンダ 255,0,255	—	—	—	—	—
26	AB	26AB法定河川新設敷(藍)	<ul style="list-style-type: none"> 法定河川新設敷(明青着色) 	明青 0,128,255	—	—	—	—	—
27	AB	27AB法定外水路新設敷(水)	<ul style="list-style-type: none"> 法定外水路新設敷(シアン着色) 	シアン 0,255,255	—	—	—	—	—
28	AB	28ABその他の新設敷(紫)	<ul style="list-style-type: none"> その他新設敷、区域外会社所有地(青紫着色) 	青紫 128,64,255	—	—	—	—	—
29	必要に応じて	29ラスタデータ	<ul style="list-style-type: none"> データの内容を個別に判断し、上記の表示色を使用する 	—	—	—	—	—	—
		レイヤ名(情報に応じて適宜)	その他参考情報	既定各色16色より選択	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜

※ 文字サイズ、マークサイズは、B1サイズで出力した場合のサイズとする。

■ 詳細について、別紙「CADデータ作成に関する留意事項」を参照

CADデータ作成に関する留意事項

別紙

1. CADデータファイルについて

- ① CADデータのフォーマットは、SXF (P21)、又は監督員が認めた形式とする。なお、SXF (P21)におけるバージョンおよびレベルは、SXF Ver3.0以上、レベル2とする。
- ② 納品予定のCADデータは、SXFブラウザ等により指定された仕様となっているか、事前に監督員の確認を得なければならない。
特に、SXF (P21) に変換後のデータについて、次の事項を確認すること。
 - (ア) データでの表現（特にデータが重なる場合の表現）が紙出力図と同じであること。
 - (イ) 図面背景色と、データ要素の表示色が同色ではないこと。
 - (ウ) 塗り潰し着色等のデータが確実に変換されていること。
 - (エ) その他SXFデータに変換する際の下記事項。

2. 線について

- ① 線種は、CADデータ構築表に依り難い場合、または「適宜」とされている場合は、下表のJIS Z8312:1999「製図—表示の一般原則—線の基本原則」に定義されている15種類の線種を使用する

線形番号	線の基本形 (線形)	呼び方 [対応英語(参考)]
1		実線 [continuous line]
2		破線 [dashed line]
3		跳び破線 [dashed spaced line]
4		一点長鎖線 [long dashed dotted line]
5		二点長鎖線 [long dashed double-dotted line]
6		三点長鎖線 [long dashed triplicate-dotted line]
7		点線 [dotted line]
8		一点鎖線 [long dashed short dashed line]
9		二点鎖線 [long dashed double-short dashed line]
10		一点短鎖線 [dashed dotted line]
11		一点二短鎖線 [double-dashed dotted line]
12		二点短鎖線 [dashed double-dotted line]
13		二点二短鎖線 [double-dashed double dotted line]
14		三点短鎖線 [dashed triplicate-dotted line]
15		三点二短鎖線 [double-dashed triplicate-dotted line]

- ② 寸法線や引出線は、CADデータ構築表に関わらず線種は実線とし、線の太さは0.13mmを原則とする。なお、矢印を使用する場合は、SXF既定義矢印のうち、下記のものを使用するものとする。

矢印コード	矢印種
1: blanked arrow	
6: filled arrow	
9: open arrow	
11: unfilled arrow	

- ③ 線の太さについてCADデータ構築表は下表の線グループ0.25mmを基本として定めているが、これに依り難い場合、または「適宜」とされている場合は、0.13、0.18、0.25、0.35、0.5、0.7、1、1.4、2mmの中から適宜選択する。
- ④ 図面で使用する直線は、出来る限りポリライン（連続線、連続折れ線ということもある。）を使用し、データの肥大化を抑制するものとする。

線の太さの組み合わせ表 (参考)

線グループ	細線	太線	極太線
0.25 mm	0.13 mm	0.25 mm	0.5 mm
0.35 mm	0.18 mm	0.35 mm	0.7 mm
0.5 mm	0.25 mm	0.5 mm	1.0 mm
0.7 mm	0.35 mm	0.7 mm	1.4 mm
1.0 mm	0.5 mm	1.0 mm	2.0 mm

3. 文字について

- ① 文字は、JIS Z8313 : 1998「製図—文字」に基づくことを原則とする。
- ② 文字コードはShiftJISを原則とし、使用フォントはMSゴシックとすること。ただし、図面タイトルに関してはTrueTypeFontの明朝体を使用しても構わない。
- ③ 文字の高さは、CADデータ構築表に依り難い場合、または「適宜」とされている場合は、1.8、2.5、3.5、5、7、10、14、20mmから選択することを原則とする。
- ④ 英数文字は大文字小文字ともにすべて半角英数とすること。
- ⑤ 漢字は常用漢字、かなは、ひらがなを原則とする。ただし、外来語は片仮名とする。
- ⑥ CADで縦書きをする場合は、文字列として入力するとともに、全角文字を用いることを原則とする。
- ⑦ 半角カタカナ、ⅠⅡなどのローマ字、①②などの囲み文字や、機種に依存する特殊な記号文字、及び外字は使用しないこと。
- ⑧ 文字の幅係数は100%を基本とするが、必要に応じ70%を限度として小さくすることが出来る。

4. 表示色について

- ① 表示色はレイヤ指定色のみでコントロール (ByLayer化) 出来るよう、CADデータ構築表の指定色に従い、1レイヤ1色とすること。(ラスタデータを除く)
- ② CADデータ構築表のレイヤNo19~28の施設区分着色は塗り潰しハッチング (SOLID) を使用し、網掛けハッチングは使用しないこと。

表示色に対応するRGB 値 (参考値)

色名	R	G	B
黒	0	0	0
赤	255	0	0
緑	0	255	0
青	0	0	255
黄	255	255	0
マジエンダ	255	0	255
シアン	0	255	255
白	255	255	255
牡丹	192	0	128
茶	192	128	64
橙	255	128	0
薄緑	128	192	128
明青	0	128	255
青紫	128	64	255
明灰	192	192	192
暗灰	128	128	128

5. CADデータ構築表の「マーク」について

- ① CADデータ構築表における「マーク」は、SXF仕様の「点マーカ」は使用せず、円、線等の図形とすること。
- ② 基準点の「△」「▲」マークには、極小円などで重心を表示すること。

6. ラスタデータについて

必要がある場合に限りラスタデータを使用することが出来るが、そのデータは下記の制限を受けるものとする。

「ラスタデータ交換仕様」

- ① データ形式 : TIFF G4 stripped 形式
- ② 色数 : モノクロ (白黒の2値)
- ③ ドット上限 : A0 400dpi (主方向13,000 ドット)
- ④ 拡張子 : .tif
- ⑤ 1ファイルには1つのラスタデータのみ存在するものとする。
- ⑥ ビット配列は主方向から副方向へ時計周りに90° とする。

7. データの配置、レイヤに関する注意

- ① 拡大図があるときは、拡大元の図枠、符号、及び拡大後の図枠、符号、縮尺タイトルは、「01図枠」レイヤに格納し、拡大図内のデータは、その区分に従い各々のレイヤに適切に格納する。
- ② 求積表は、図面データと同一ファイル内の重ならない場所に図枠とともに別配置すること。ただし、図面データ内の図枠にすべて収まる場合は別配置とすることを要しない。(Aのみの情報と重なってもよい)
- ③ 座標一覧表は、図面データと同一の図枠内に配置することを基本とする。ただし、配置スペースが無い時は求積表の配置方法によることができる。
- ④ 異なるレイヤに格納すべきデータ同士を、ブロック定義やグループ化をしないこと。ただし、同一レイヤ内において図形（いわゆるシンボルデータ等、原則としてJIS Z 8316:1999「製図—図形の表し方の原則」に準拠）を使用することは差し支えない。
- ⑤ CADデータ構築表に定めるレイヤ名は、数字、AB別は半角英数で、その他の文字は「・」「（）」を含めてすべて全角で表示すること。
- ⑥ CADデータ構築表に定める情報以外のデータを格納するときは、新規にレイヤを追加するものとする。この場合において、管理用図面作成標準仕様書第27条の情報とは別であることを区分するため、レイヤ名に付加する番号及びAB別は使用しないものとする。

別添2

(座標一覧表の例)

基準点座標一覧				
点名	X座標	Y座標	種別	標識の種類
A-1	10000.000	10000.000	▲基本基準点2級	金属標
B-2	20000.000	20000.000	△管理用基準点	金属標
C-3	30000.000	30000.000	⊕管理用補助基準点	金属鈹

用地幅杭点座標一覧				
点名	X座標	Y座標	標識の種類	
A-1	10000.000	10000.000	プラスチック杭	
B-2	20000.000	20000.000	金属鈹	
C-3	30000.000	30000.000	設置不可	

道路敷界点座標一覧				
点名	X座標	Y座標	標識の種類	
A-1	10000.000	10000.000	金属鈹	
B-2	20000.000	20000.000	プラスチック杭	
C-3	30000.000	30000.000	計算点	

別添3

(求積表の例)

種別	着色別	字名	番号 (符号)	地番	点名	X座標	Y座標	辺長	移管先
法定 道路 新施設 敷	赤色	〇〇市 三丁目	赤1	120-3	A1	10000.000	10000.000	10.000	△△県 H23.7.6
					A2	10000.000	10000.000	10.000	
					A3	10000.000	10000.000	10.000	
					A4	10000.000	10000.000	10.000	
					A5	10000.000	10000.000	10.000	
					A6	10000.000	10000.000	10.000	
					A7	10000.000	10000.000	10.000	
					倍面積	120.6000055			
			地積	60.30㎡					
			赤2	121-4	B1	20000.000	20000.000	200.000	△△県 H23.7.6
					B2	20000.000	20000.000	10.000	
					B3	20000.000	20000.000	10.000	
					B4	20000.000	20000.000	10.000	
					B5	20000.000	20000.000	10.000	
					B6	20000.000	20000.000	10.000	
B7	20000.000	20000.000			10.000				
倍面積	120.6000055								
地積	60.30㎡								

土地調書とリンクさせる。
移管完了の際は移管年
月日などを入れる。

土地調書とリンクさせる。
移管完了の際は移管年
月日などを入れる。

種別	着色別	字名	番号 (符号)	地番	点名	X座標	Y座標	辺長	移管先
法定 外水 路新施設 敷	水色	〇〇市 一丁目	水1	120-3	A1	10000.000	10000.000	10.000	〇〇市 H23.7.6
					A2	10000.000	10000.000	10.000	
					A3	10000.000	10000.000	10.000	
					A4	10000.000	10000.000	10.000	
					A5	10000.000	10000.000	10.000	
					A6	10000.000	10000.000	10.000	
					A7	10000.000	10000.000	10.000	
					倍面積	120.6000055			
			地積	60.30㎡					
			水2	121-4	B1	20000.000	20000.000	200.000	〇〇市 H23.7.6
					B2	20000.000	20000.000	10.000	
					B3	20000.000	20000.000	10.000	
					B4	20000.000	20000.000	10.000	
					B5	20000.000	20000.000	10.000	
					B6	20000.000	20000.000	10.000	
B7	20000.000	20000.000			10.000				
倍面積	120.6000055								
地積	60.30㎡								

- ・上記のように施設種別(着色区分)毎に作成すること。
- ・重複管理の新施設敷の部分は、他の求積表と離し、別配置とすること。

別添4(チ)

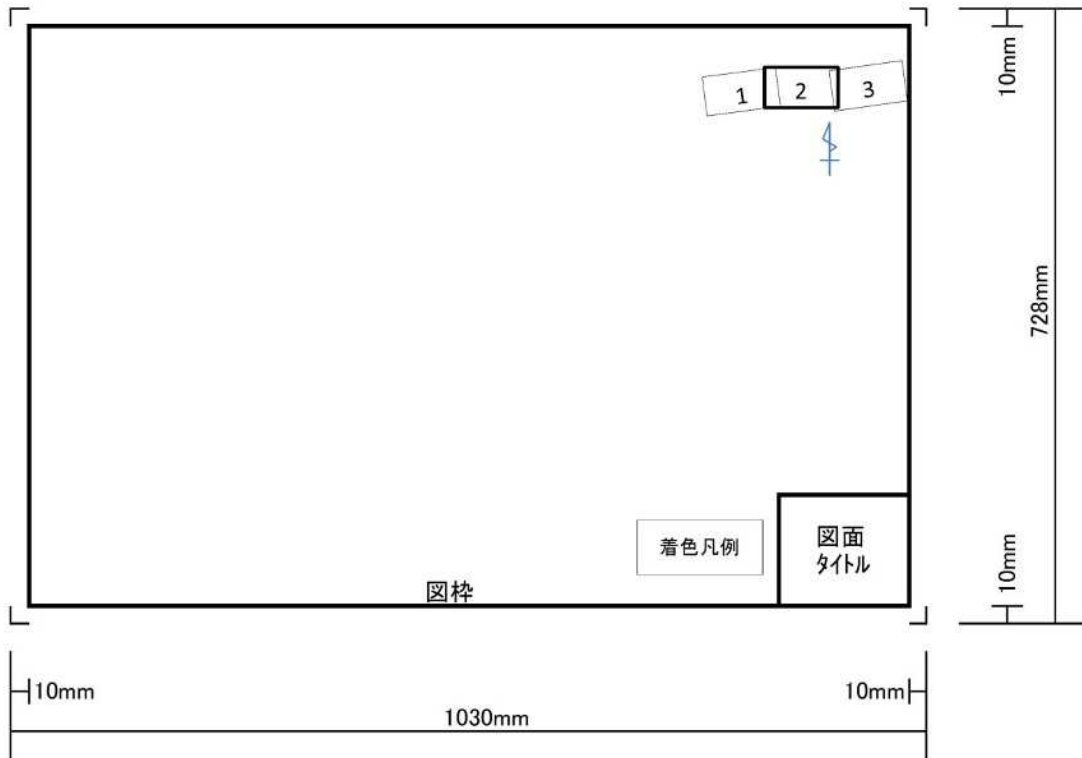
高速自動車国道 ○○自動車道 (○○IC~○○IC)			10
管 理 用 図 面 A			10
○○市 大字○○			10
○○葉のうち STA. ○○+○○ ~ STA. ○○+○○			10
No. ○○	○○. OKP ~ ○○. OKP		10
測量年月	(元号) ○○年○月	縮 尺	10
測量業者名	○○○○株式会社	1:○○○	10
西日本高速道路株式会社			10
○○事務所			20
30	60	30	

※No. は原則として市町村毎に連番とし、KPの起点側より番号を付けること。
 ※空欄は修正履歴等を記入する。

着 色 凡 例			L
区 分 事 項	求 積 施 設 敷 名	表示色名	L
施設別道路区域内 在来施設敷	在来法定道路敷	橙 色	L
	在来法定外道路敷	茶 色	L
	在来法定河川敷	緑 色	L
	在来法定外水路敷	黄 緑 色	L
	その他在来施設	黄 色	L
施設別道路区域内 新施設敷	法定道路新施設敷	赤 色	L
	法定外道路新施設敷	桃 色	L
	法定河川新施設敷	藍 色	L
	法定外水路新施設敷	水 色	L
	その他の新施設敷	紫 色	L
施設別区域外新施設敷	同上 (各新施設敷)	同上 (各色)	L
区域外会社管理用地	会社所有地	紫 色	L
	35	35	20

別添5(チ)

図面レイアウト標準例 (B1サイズで出力する場合)



【参考】表紙レイアウト例



CADデータ作成に関する留意事項の補足説明（内部向け）

1. CADデータファイルについて

① データフォーマットについて

フォーマットは原則としてSXF（P21）とするが、オリジナルファイルがAutoCAD（DWG）の場合は納品上都合がよいため監督員が認めるという形をとるものである。なお、これ以外の形式での納品はメリットがないため想定していない。

また、CADデータ成果品は請負人作業環境CADからSXFへの変換を前提としているため、請負人に対しCADデータ作成開始からSXFへの変換に支障が出ない手法（例えば、SXF既定義図形要素を使用する）を出来る限り選択するよう要請するものとする。

② SXFのバージョン、レベルについて

SXFのバージョンをVer3.0以上としているのは、データが重なって表現される場合の表示順の制御がVer3.0から可能となっていることによるものである（見た目の表示でSXFに変換される）。AutoCADでの読み込みの際に表示制御が崩れることを防止する目的である。

また、レベル2を指定しているのは、国交省基準であるCAD製図基準（案）に沿うものであり平面図データ交換仕様の標準となっていることからである。

③ SXFブラウザ等による確認チェックについて

納品前にSXFブラウザ等でチェックさせる目的は、成果品が電子データであることから完了検査において行う確認チェックに限界があるからであり、CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）でも規定されている。ポイントとしては、請負人作業環境CADでの表現がSXF形式に変換されたデータの表現と同じであるとは限らないことから、SXFデータを正確に表現するSXFブラウザにてその表現の同一性を事前に確認させようとするものである。

また、SXFブラウザ「等」としているのは、確認すべき事項やソフト開発に必要な情報が公開されており確認手段としてのソフトはSXFブラウザに限られないことからである。なお、この確認基準に適合した米Autodesk社のSXF Viewerも無償で公開されている。

2. 線について

① 線種について

線種はSXF既定義15種類を基本としている。SXFではユーザー定義線種を16種類定めることが出来るが、これは表現を統一することとAutoCADでもこの既定義線種が用意されており、誤変換の心配をする必要がないことからあえて既定義線種に限定したものである。なお、矢印種もSXF既定義種限定とするのも同様の理由である。

② 線の太さについて

線の太さは、CAD製図基準（案）に従っている。これは、SXFブラウザ等でのチェックの際にデータ仕様の判定が容易に出来ることも理由の一つである。

なお、参考データ等を追加するなどの場合は、CADデータ構築表と同様に原則「線グループ0.25mm」を使用するよう要請するものとする。

③ その他、線について

貸与する平面図データ等において既に指定以外の線種、線の太さが使用されている場合は各現場において個別に判断するものとする。

3. 文字について

① 文字サイズ、フォントについて

文字サイズ、フォントは、CAD製図基準（案）に従っている。これは、SXFブラウザ等でのチェックの際にデータ仕様の判定が容易に出来ることも理由の一つである。

なお、SXFをAutoCADに読み込んだ場合のフォントサイズは、数値上のサイズがSXFと同じでも若干大きく表示される。またAutoCADでは英数文字の文字高で表わされるため、ベースラインが異なる全角日本語の文字高は数値サイズより（MSゴシックの場合）約15%程度大きく表示される。これらのことにより文字列の配置においては配置基点及び行間に注意するよう要請するものとする。

② 英数文字の半角表示について

英数文字を「半角」に固定したのは、図面上使用する英数文字は半角が圧倒的に多いと想定されること、またAutoCADの文字検索機能を有効利用するため半角全角の混在を避ける目的である。

③ 文字幅について

文字幅係数を70%に緩和可能とする趣旨は、辺長や点名の配置において混みあっていることにより表示が困難な場合を想定してのことである。

なお、SXFでは文字列は高さ、範囲、間隔等が数値で定義されているが、AutoCADでの文字幅は文字高に対する割合で表示され、かつ文字間隔を数値で定義できないためAutoCADに読み込む際は文字列の全体範囲から各文字の幅係数が計算される。これにより均等割付など空白文字を使用しない文字列の文字間は各文字の幅として横幅の広い文字に置き換えられてしまうため、文字間は出来る限り空白文字等で対応するよう要請するものとする。

4. 表示色について

SXFではレイヤ（画層）に表示色を設定することは出来ないが、AutoCADへ読み込み後レイヤの表示色設定変更が簡単に行えるよう、データ作成の段階で1レイヤ1色を指定するものである。

また、表示色をすべてレイヤでコントロールする目的は、

- ①表示色を容易に変更できる。
- ②1レイヤ1色とすることにより、印刷設定で任意の色を割り当てて出力することが出来る。
- ③他の図面データとの交換をした際に、違う表示色を使うことにより視認性を高める。
- ④データ格納のレイヤが正しいか目視確認の手助けになる。

等のメリットがあることによる。

5. CADデータ構築表の「マーク」について

SXFでは「点マーカ」として7種類用意されているがAutoCADでは1種類しかない。AutoCADにSXFを読み込む際「点」データを指定し読み込むとすべて同一形状になってしまうため、マークを幾何図形で表示することを指定したものである。SXFデータの「点マーカ」を幾何図形に変換する機能もあるが、AutoCADではブロック化（複合図形化）され、別途編集が必要となってしまう可能性があることも幾何図形での表示を指定する理由の一つである。

なお、AutoCADでは「△」「▲」マークの中心（重心）はピンポイント指定で選択が出来ないため、極小円等を追加させ座標位置を指示出来るように表示させるものである。

6. ラスタデータについて

ラスタデータを使用することは基本的に想定していないが、平面図を背景として使用することは考えられる。SXF Ver3.0では複数枚のラスタデータを貼り付けることが出来るが、データの肥大化防止、ファイル管理（AutoCADファイルとラスタファイルは別々のファイルとして保存されリンクで関連付けされている）が煩雑になることから、ラスタ編集により1ファイルにまとめた後使用するよう依頼するものとする。

7. データの配置、レイヤに関する注意

① 拡大図について

拡大図そのものを別データとして取り扱うのではなく、拡大図の中のデータにおいても、例外なく指定レイヤで区分することを改めて確認、指定したものである。

② 求積表、座標一覧表の配置について

同一区間の図面データファイルと求積表、座標一覧表等のデータを別ファイルとして区分しないようデータ配置方法について指定したものである。これは図面データと求積表が一体となっていないことによるファイルの保存管理と、閲覧編集の際の煩雑さを解消することを目的としたものである。また、AutoCADモデル空間においては作図「用紙」の定義はなく（SXFでは作図「用紙」の定義は必須であるが、AutoCADでは用紙外のデータであっても読み込みに問題はない）、自由にデータ配置ができることも同一ファイル保存とした理由の一つである。

③ データのブロック化（構造化）について

AutoCADでは、異なるレイヤのデータをブロック定義やグループ化をすることが出来るが、ブロック定義前の各レイヤのデータの編集が煩雑であることから、出来る限りブロック化を制限したものである（今後編集を全くしないのであれば問題ないが）。ブロック定義の分解も可能であるが、表現の制御が崩れる可能性が高いため、ブロックの分解による新たな編集作業を回避する目的もある。

その他SXFからの変換において、AutoCADでのデータ互換性が無くブロック化されてしまうような場合は、出来る限り幾何図形による作図を要請するものとする。

④ レイヤ名について

レイヤ名に使用する文字の半角・全角の区分は、AutoCADに読み込んだ場合にレイヤ名が完全に一致していることにより、用意している標準画層設定、画層管理状態の設定をそのまま使うことが出来る。また、隣接図面データを貼り付ける等の場合においても、レイヤ名が完全に一致していることにより適切に格納されるメリットがあることによる。

⑤ 新規レイヤの追加について

CADデータ構築表は、データ格納の統一化を図ることにより財産整理完了後の図面データ運用を分かりやすくするためのものであるが、参考情報等を新たに重ねていく等図面データの発展的利用も想定しレイヤの追加を認めるものである。ただし、当初管理用図面作成におけるデータ構築と区分するため既に定めたレイヤについては原則変更しないものとし、また、新規レイヤの命名は追加情報の内容により簡潔明瞭に表現するよう要請することとする。